

枚方市地域福祉計画



平成17年3月

枚 方 市

はじめに

少子・高齢化や核家族化の進展、価値観の多様化など、社会情勢や家庭環境が大きく変化する中で、これまで、地域社会が持っていた個人と地域の「つながり」が希薄となり、人と人とがふれあい、お互いに支え合う機会が少なくなっています。



こうした状況は、子どもや高齢者への虐待などに気づきながら、まわりの人が手を差し伸べられないために事態が深刻化したり、一人暮らしの高齢者や障害者、子育て家庭の中には、不安や孤立感を抱え、一人で悩む人が増えるなど、何らかの支えを必要とする人々に様々な影響を及ぼしています。そして、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等新たな社会問題を引き起こす要因にもなっています。

住みなれた地域で、安心して健やかに暮らしたいと誰もが願うことであり、そのためには、地域住民やボランティア、NPO等の団体、そして行政が協働して、地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題の解決を図り、誰かの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意志で様々な社会活動に参加できるような社会を作り上げることが必要です。

地域福祉計画は、こうした地域福祉を推進するための行政の取り組みをまとめたものです。市としても、この計画に基づき、地域の一人ひとりが主役となった、誰もがより豊かに生きることのできる住みよいまちづくりをめざしてまいります。

計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました保健福祉審議会の委員の方々をはじめ、市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成17年3月

枚方市長 中司 宏

目 次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画とは	1
2 地域福祉計画策定の背景	1
3 既存計画との関係	4
4 計画期間	11
5 計画策定までの取り組み	11
第2章 計画の理念と視点	13
1 計画の理念	13
2 計画の視点	15
第3章 現状と課題	16
1 統計から見たこと	16
2 市民アンケートから見たこと	16
3 NPO・ボランティア団体・社会福祉事業者等のアンケートから見たこと	18
4 地域懇談会から見たこと	19
5 地域福祉推進の重点課題	19
第4章 施策の体系	20
方向(1) 誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会 ～ 住民と地域とのネットワークの形成・構築	21
方向(2) 様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会 ～ 地域で活動する団体の支援	25
方向(3) 誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる地域社会 ～ ニーズを踏まえた施策の推進	30
方向(4) 共に生き、育む地域社会 ～ 地域住民の権利擁護	35

第5章 計画の進行	41
-----------	----

- 1 計画の推進にあたって
 - ～ 新しい地域福祉の創造 ～ 41
- 2 地域に期待される取り組み
 - ～ 「一歩踏み出すこと、譲りあい、支えあうこと」 ～ 44
- 3 計画の進行管理 44

資料編	46
-----	----

- 1 統計 46
- 2 市民アンケート 57
- 3 NPO・ボランティア団体・社会福祉事業者等に対するアンケート 66
- 4 地域懇談会 70
- 5 地域福祉計画に関する市民からの意見 75
- 6 枚方市保健福祉審議会からの報告 79
- 7 枚方市保健福祉審議会及び地域福祉計画策定部会 80
- 8 枚方市地域福祉計画策定検討会 86

枚方市地域福祉計画

第 1 章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 地域福祉計画とは

地域福祉には、行政が主体的に関わるものと住民が主体的に関わるものがあります。

「行政が主体的に関わる地域福祉」とは、住民が地域社会で自立した生活が営めるように、市が官民の福祉事業者をはじめとする各種の団体と協働して、保健・医療・福祉のサービスの整備を行うなどの基盤整備が中心となります。

「住民が主体的に関わる地域福祉」とは、良好な住民相互の関係を築くために住民が、地域の様々な福祉活動に参加していくことが中心となります。地域福祉は地域の一部の人たちが、限られた人に対して行う特別なものではなく、住民の一人ひとりが、それぞれの生き方を尊重しながら、「助けられる人」と「助ける人」という一方的な関係でなく、対等な相互関係を地域の中に広げていくことが大切です。

このように、地域福祉は、行政、住民のそれぞれの役割のもとに進められるものですが、地域福祉計画は、地方公共団体が行政固有の責任に基づいて、サービスの利用者である住民の立場に立ち、地域における保健・医療・福祉のサービスについて、総合的・計画的に推進するために定めるもので、社会福祉法に示されている理念を達成するための方策となるものです。

言い換えれば、地域福祉計画は、住民に最も身近な公共団体である市が、地域福祉推進の主役である市民と共に、生活上の課題に対し、必要なサービス等について整備し、ぬくもりと個性ある地域社会を実現することを目的としています。

2. 地域福祉計画策定の背景

(1) 社会状況の変化

総務省が平成 16 年 10 月に発表した 65 歳以上人口（推計）は、2,488 万人と前年より約 57 万人増え、総人口に占める割合も 19.5% に達し、人口、割合とも過去最高となりました。

子どもの数（15 歳未満推計）は、前年より約 20 万人少ない 1,772

万人で23年連続の減少となり、総人口に占める子どもの割合も13.9%となり、過去最低となっています。

また、都市部においては単身世帯の増加や核家族化の進展により、多様な生活パターンを持つ住民が住むところとなり、住民相互の支え合いや、助け合いなどの社会的な人と人との「つながり」が希薄になってきています。これらのことが、援助を必要としている人を見つけにくくし、地域で孤立している人々が増加している原因にもなっています。

さらに、長引く経済の不況が追い討ちをかけ、地域における生活環境にも様々な影響を及ぼし、青少年や中高年の生活不安やストレスを増大させました。そのことによって、生活上の深刻な課題を抱える人が増加しています。例えば、ひとり暮らしの高齢者や母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭といった世帯、厳しい経済状況下でホームレスとなった人、リストラや倒産により失業した人、その結果消費者金融などから多額の借金をして返済に困っている人、不安やストレスにより学校や会社に行けず自宅で引きこもっている人、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)の被害に悩む女性も多くいます。また、家族等から虐待 1を受けている人もおり、特に子どもや高齢者などが、被害を受けています。

一方で、阪神・淡路大震災以後に増大したボランティア活動やNPO 2等の取り組みの中から、社会福祉分野での新たな活動が活発化し、住民の福祉に対する意識も大きく変化してきています。

こうした状況の中、地域の住民が自主的な助け合いの関係を築いていく意義は益々大きくなり、行政に求められる役割も変化してきています。そこで、市として、住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために誰もが利用しやすい保健・医療・福祉の諸サービスを整え、地域福祉を推進することが重要になってきました。

地域福祉を推進するためには、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者、NPO等、行政だけでなく、サービスを必要とする人を含む住民の一人ひとりが地域福祉の担い手として、その役割を認識し、地域社会の一員としての個人の特性と能力を活かしながら、連携・協働して取り組んでいくことが求められます。これを支えるために、行政には積極的な福祉情報の提供や住民の地域福祉活動への支援などが求められています。



1 虐待

身体に暴行を加えることだけでなく、食事を与えないなど、監護を著しく怠ることや、言葉の暴力などによる著しく心理的な外傷を与える行為を含む。

また、特に高齢者が金銭や財産、資産を搾取、横領、悪用する経済的な虐待を受けていることが多い。

2 NPO

営利を目的としない民間の組織・団体のことで、NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づき、諸官庁の認証を受けた団体のこと。

特定非営利活動促進法

特定の非営利活動を行う団体に法人格を付与するなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とした法律。

(2) 社会福祉法の成立

地域福祉を推進していく法的な根拠は「社会福祉法」(以下「法」という)にあります。この法律は、社会福祉事業法が改正され、平成12年6月に成立したもので、この法律の中で「地域福祉の推進」が位置づけられています。

法第1条では、「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定し、「地域福祉の推進を図ることによって社会福祉の増進に資する」ことがこの法律の目的とされています。

法第4条では、「地域福祉の推進」を基本理念とし、福祉サービスを必要とする地域住民が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、社会福祉事業者、地域で福祉に携わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。

この地域福祉を推進していく一環として、法第107条で市町村が「地域福祉計画」を、法第108条で都道府県が「地域福祉支援計画」をそれぞれ策定することが規定されています。

なお、法第107条では、計画に盛り込むべき事項として、次の3点が示されています。

- **1.** 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
(支援が必要な人で、必要な福祉サービスに結びついていない人を福祉サービスに結びつける仕組み。第三者からの事業等の評価、権利が守られる仕組みなど)
- **2.** 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
(多様な民間サービスの健全な発展の支援、これらと行政の実施するサービスの連携による協働の実現など)
- **3.** 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
(多彩な市民活動の参加の促進、支援、人材の育成など)

3. 既存計画との関係

(1) 市の策定している計画

本市では、市のまちづくりについての総合的な計画があり、それに即して、高齢者や障害者、子どもを対象とした福祉に関する分野別の計画を策定しています。

また、地域福祉を推進する上で他にも重要な計画があります。

市のまちづくりについての総合的な計画

第4次枚方市総合計画

枚方市がめざすまちの姿を「出会い・学びあい・支えあい、生きる喜びを創るまち、枚方」と定め、平成13年3月に策定しました。このことを実現するために、「人と自然が共生する環境保全のまち」、「やすらぎのなか、世代をつないで住み続けるまち」、「魅力にあふれ、生き生きとしたまち」、「健康で心豊かな自立と共生のまち」、「ふれあい、学びあい、感動できるまち」、「みんなでつくる分権・市民参加のまち」を基本目標としています。地域福祉計画もこの計画に基づいて策定しています。

福祉に関する計画

福祉に関する計画には、ひらかた高齢者保健福祉計画21、枚方市障害者計画及び枚方市新子ども育成計画の3つの計画があります。

(ア) ひらかた高齢者保健福祉計画 21

平成12年4月から実施された介護保険制度は、高齢者福祉サービスを行政による措置から利用者の選択・自己決定による契約へと大きく転換しました。これに対応するため、市は、平成12年3月に「ひらかた高齢者保健福祉計画 21」を策定しましたが、その後、市民ニーズの的確な把握による施策の具体化に努め、介護保険の円滑な運営と、介護予防、生きがいづくり等を含めた総合的な高齢者保健福祉制度の確立を目指した計画を平成15年3月に第2期計画として新たに策定しました。

(イ) 枚方市障害者計画

平成8年10月に「枚方市障害者基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション」の理念を実現するために、福祉分野のみならず、様々な分野にわたる障害者施策を積極的に推進してきました。「枚方市障害者計画」は、この「枚方市障害者基本計画」の後継計画として、「障害者の完全参加と平等の推進」という考え方を継承し、在宅サービスのあり方及び各事業の目標となる水準の設定を行い、平成16年3月に策定しました。

(ウ) 枚方市新子ども育成計画

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これに基づく国の行動計画策定指針を受けて、市町村や都道府県、事業主が次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定するという枠組みが整備されました。

一方、本市では、平成10年4月に「枚方市子ども育成計画」を策定し、これまで子どもの健全な育成や子育て支援体制の整備といった、子どもと親とが健やかに暮らすことのできる環境づくりに取り組んできましたが、この計画の終期が平成16年度末までとなっていることから、「枚方市子ども育成計画」を改組・拡充し、行動計画として国の策定指針を踏まえながら、平成16年度に「枚方市新子ども育成計画」を策定する予定です。

地域福祉計画と関係の深い計画

(ア) ひらかた みんなで元気計画(枚方市健康増進計画)

国民の健康増進の総合的な推進に関し、栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るため、平成15年に「健康増進法」が制定されました。

これを受け、本市では、各種検診の受診や健康づくりに関する啓発、栄養・食生活の改善、身体活動・運動の推進に関する項目に関し、平成16年度に「ひらかた みんなで元気計画(枚方市健康増進計画)」を策定する予定です。

(イ) 枚方市人権施策基本方針・計画

差別のない明るい社会を目指し、多様化した人権問題を解消するためには様々な人権課題を取り上げ、啓発を進めるとともに、人権の視点で関連施策を点検していく必要があります。

特に行政の実施する施策は、市民の日常生活に深く関わっていることから、人権を尊重し擁護していくことが求められます。そこで、行政として人権尊重を基礎とした施策を総合的かつ体系的に推進していく全庁的な体制の整備と、人権の尊重を軸とした施策を立案・実施していくことが必要となります。このため、平成10年に策定した「枚方市同和行政基本方針」を踏まえ、平成14年3月に「枚方市人権施策基本方針・計画」を策定しました。

(ウ) 枚方市人権教育・啓発基本計画

平成6年の国連決議に基づき、国連が平成7年から平成16年の間を「人権教育のための国連10年」と定め、その行動計画を策定し、国においても、平成9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。

これらの動向を踏まえ、本市では、平成11年4月に計画の期間を平成20年までの10年間とする「人権教育のための国連10年枚方市行動計画」を策定しました。その後、中間年の平成15年に社会状況の変化や進捗状況等により見直しをし、より具体的な取り組みを補強したものとして、これまでの計画を発展的に再編し、「枚方市人権教育・啓発基本計画」を平成16年4月に策定しました。

(エ) 枚方市男女共同参画計画

男女の人権が尊重され、女性も男性も自らの個性を發揮しながら生き生きと充実した生活を送ることができることを目指し、平成11年に「男女共同参画社会基本法」により市町村は男女共同参画計画の策定に努めることとなりました。

本市においては、「男女共同参画社会をめざす枚方市女性施策行動計画」及び実施計画を策定するなど女性施策を進めてきましたが、この法律の制定によって更に重要性が明確になった男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を推進するため、平成13年3月に「枚方市男女共同参画計画」を策定しました。

また、この計画に基づく具体的な取り組みを行うため、第1次アクションプログラム(平成13年~平成15年)、第2次アクションプログラム(平成16年~平成18年)を策定しています。

(オ) 枚方市生涯学習ビジョン

生活意識の多様化や自由な時間の増大、障害者や高齢者の社会参加の促進、女性の社会参加など社会環境の変化を背景として、生涯にわたって学習することへの意欲や需要が増大しています。このような背景を踏まえ、本市においては、生涯学習によるまちづくりを進めていくため、「生涯学習都市・枚方」の実現を目指しています。このため、様々な課題を克服し、生涯学習を通じて「枚方市の新たな将来像」を創り出すことを目的として、平成15年3月に市としての生涯学習推進の基本方向や重要な視点、基本的な施策を示す「枚方市生涯学習ビジョン」を策定しました。

(2) 枚方市社会福祉協議会の策定している計画

第3次枚方市地域福祉活動計画

枚方市社会福祉協議会は、「福祉コミュニティづくりをめざして」をキーワードに、昭和62年12月に第1次の地域福祉の計画である「枚方市地域福祉計画」を策定し、平成7年には、第2次の計画としての地域福祉計画を策定しました。この第2次の地域福祉計画は、計画の期間が平成17年3月末までとなっており、第1次・第2次の地域福祉計画の再評価を行い、計画期間が平成17年4月から平成22年3月末までとなる第3次地域福祉の計画を平成16年度に策定する予定です。この計画は、「市民主体・自律」をキーワードとし、「市民主体のふくしのまち

づくり（自治型地域福祉）」を深め、各校区に組織化されている校区福祉委員会を中心に地域福祉を推進していく内容となっています。市の策定する地域福祉計画とその内容が重なる部分がありますが、主に地域住民や各種団体・機関が自主的な活動をする際の民間の活動計画として、地域福祉の推進に寄与することが期待されます。

枚方市社会福祉協議会

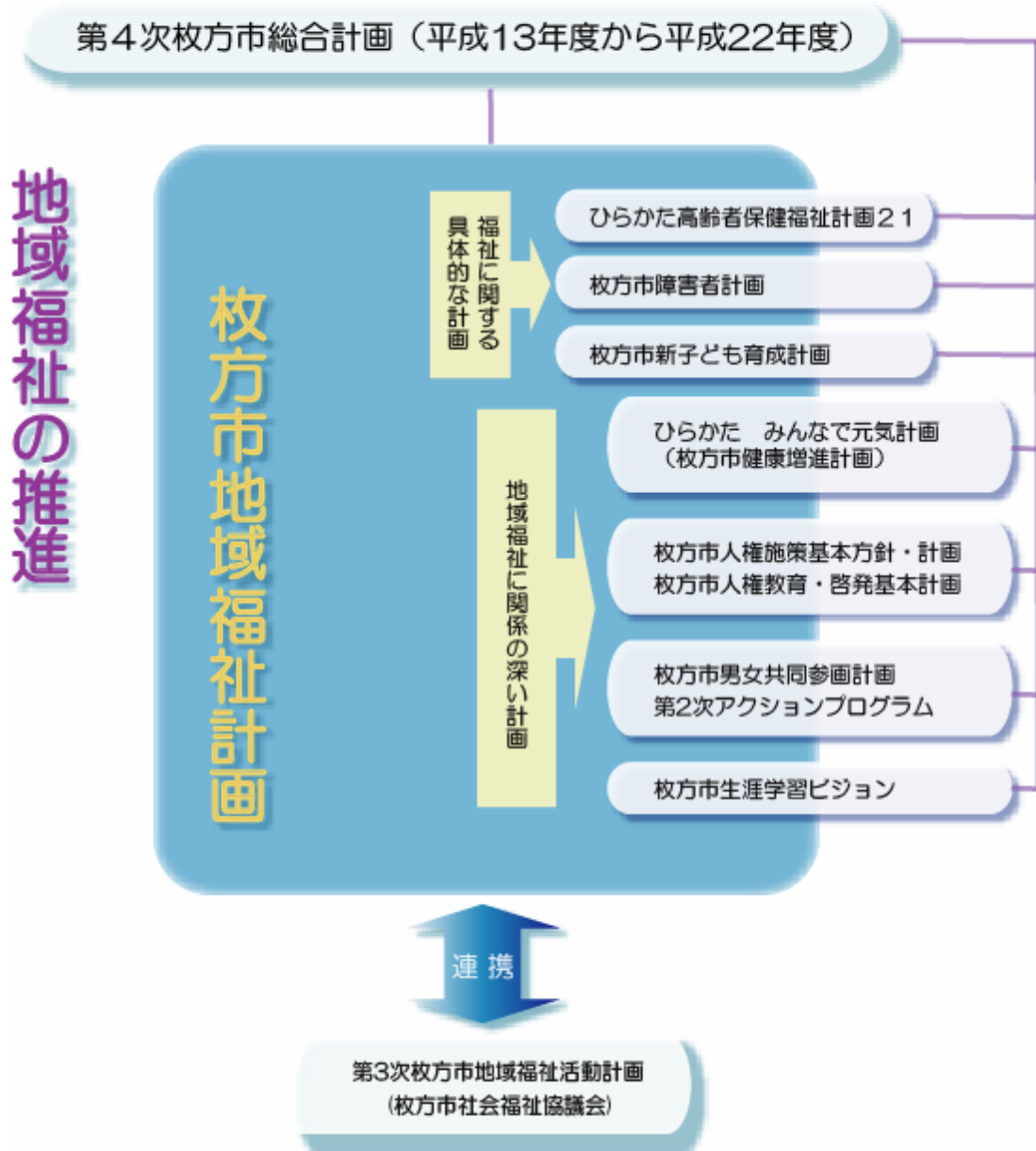
社会福祉協議会は、法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされ、本市においては昭和26年に枚方市社会福祉協議会が設立されています。



校区福祉委員会

校区内住民の福祉の向上を目指し「福祉のまちづくり」を進めることを目標に、小学校区を単位として組織されている。高齢者や障害者など支援を必要とする人を対象にした見守りや援助活動を行う「小地域ネットワーク活動」を中心に取り組みを行っている、昭和45年から順次結成されている組織。現在本市のすべての小学校区で組織され、小地域ネットワーク活動を中心に校区内の様々な福祉課題に取り組んでいる。

枚方市地域福祉計画と市の策定しているその他の既存計画との関係



市の策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する
地域福祉活動計画との関係



4．計画期間

平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

なお、計画は必要に応じて見直しを行います。

5．計画策定までの取り組み

地域福祉計画は、地域住民のニーズを十分把握し、それらを計画に反映していくことが必要なため、策定部会の委員の市民公募や、市民・ボランティア団体・社会福祉事業者等に対するアンケート調査を行うとともに、地域住民懇談会を実施しました。また、行政内部においても検討会を設け、検討・調整を図りました。

(1) 枚方市保健福祉審議会地域福祉計画策定部会

地域福祉計画の策定を目的として、学識経験者や福祉関係団体等の代表者、公募市民など14名による策定部会を設置しました。

(2) 市民アンケート調査

地域福祉の現状や地域福祉に対する市民の意識を把握することを目的に調査を実施しました。

調査期間 : 平成15年8月15日～平成15年8月31日
調査対象 : 枚方市内在住の満16歳以上の男女10,000人
(無作為抽出)

調査方法 : 郵送調査法
回収数・率 : 4,150件(回収率41.5%)
調査内容 : 地域生活について、生活上の課題について、ボランティア活動について、これからの福祉について、健康づくりについて

(3) NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者等に対するアンケート調査

NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者等の意識や活動状況、課題などを把握することを目的に調査を実施しました。

調査期間 : 平成15年12月1日～平成15年12月14日
調査対象 : ボランティアグループ、非政府組織(NGO)

特定非営利活動組織（NPO）等、社会福祉法人、社会福祉活動を行うグループ・団体・営利法人など100グループ・団体（公表されている資料等から無作為抽出）

- 調査方法 : 郵送調査法
回収数・率 : 71件（回収率71.0%）
調査内容 : サービス対象者の生活上の課題について、地域での活動について

（4）地域懇談会

幅広い地域の住民の参加を得て、直接意見を聞き、地域住民の福祉ニーズ（生活課題）を把握し、解決方法を共に検討することを目的に開催しました。

- 実施期間 : 平成15年11月20日～平成15年11月30日
実施場所 : 市内7か所

（5）市の内部体制

地域福祉計画の策定に関し、総合的な検討を行うため、枚方市地域福祉計画策定検討会（関係課長で構成）を設置し、調査・検討を行いました。

第2章 計画の理念と視点

1. 計画の理念

「みんなが、安心して地域で暮らせるよう、一人ひとりがぬくもりのある地域を創る」

近年、様々な要因が重なり、家族のきずなや地域でのつながりが希薄になってきています。

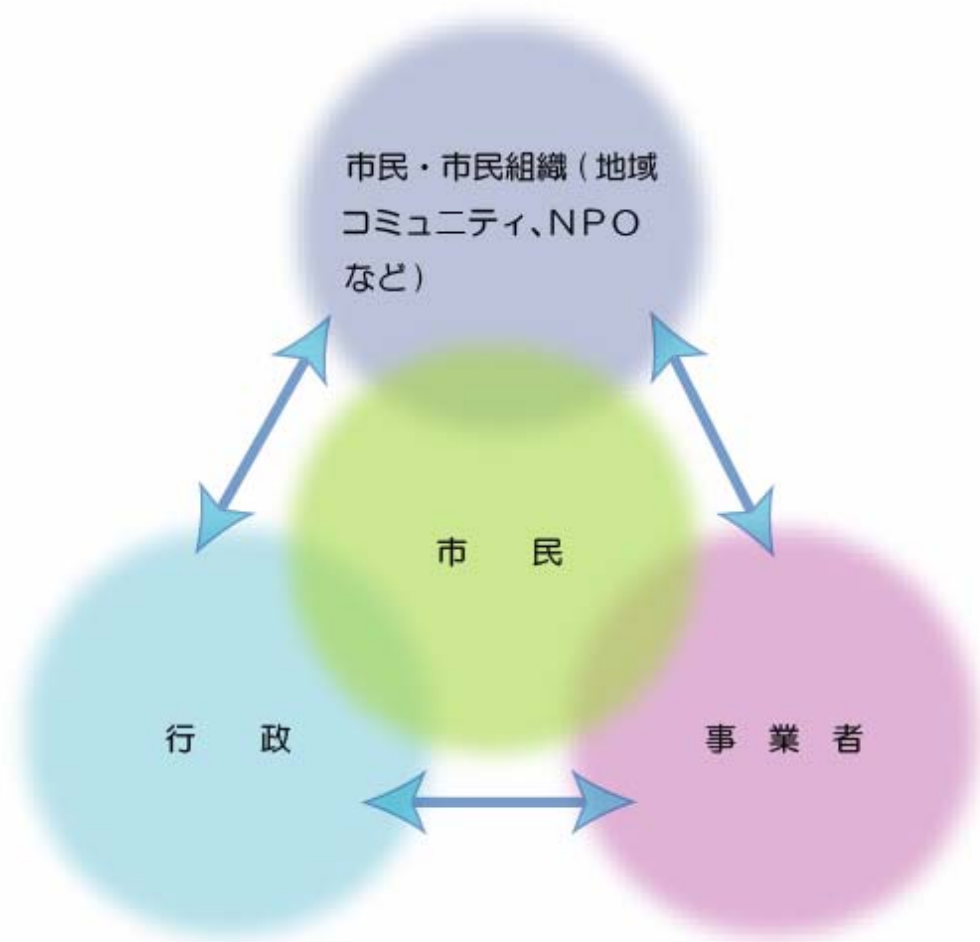
そのため、本市で暮らす地域住民自身が、家族や地域のつながりについて再考し、その実践を通じて、地域住民が生活を送る上での困りごとや、悩みごと、そして、福祉に関する課題などについて、自らのこととして考え、そうした課題の解決が可能となるような社会を構築していく主体となることが求められています。

高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、男性も女性も、国籍の違いも関係なく、地域に住むすべての人が、自らの意思で、当たり前のように安心して生活を送るためには、行政だけでなく、地域に住む住民の福祉のまちづくりへの参加が必要です。

地域福祉を推進するためには、行政だけでなく、住民や団体、事業者等もそれぞれの役割を果たしながら連携し、住民の身近な地域に基盤を置いて、援助を必要としている人の自立しようとする意欲やその家族らによる「自助」、地域住民やボランティアなどによる「共助」、行政や制度的なサービスの「公助」、さらには民間企業・事業所によるサービスなどが重層的に組み合わされた地域福祉を構築していくことが求められます。

こうした思いを理念に掲げました。

みんなが、安心して地域で暮らせるよう、
一人ひとりがぬくもりのある地域を創る



第4次枚方市総合計画より

2. 計画の視点

地域福祉計画の推進は、3つの視点から取り組みを行います。

視点1 人権が守られた福祉のまちづくり

すべての地域住民が、地域社会の一員として、相互に連携し、福祉のまちづくりに人としての尊厳を保持しながら、活動に参加できる視点

視点2 地域福祉の主人公である住民の参画

地域のすべての住民が中心となり、行政やNPO、事業者等が協働しながら地域福祉を推進していく視点

視点3 ノーマライゼーション社会の実現

障害の有無や程度に関わらず、地域に住むすべての人が、相互に受容し、人格と個性を尊重しあう社会の実現を目指すための環境を整える視点

これらは、理念を実現するために必要な視点であり、地域福祉計画ではこれらの視点をもちながら取り組みを行います。また、これらの視点は、市だけでなく、地域に住む住民も理解することが重要です。

第3章 現状と課題

地域懇談会や市民へのアンケート、NPO・ボランティア・社会福祉事業者等を対象としたアンケート、市の統計等から、実に様々な課題が見えました。ここではその主な課題について記載します（P46以降の資料編参照）。

1. 統計から見えたこと

少子高齢社会の加速

国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部が平成15年12月に発表した本市の年齢（3区分）別人口を見ると、平成27年には、人口は398,074人と減少し、3.8人に1人が高齢者（人口比率約26%）、7.8人に1人が子ども（人口比率約13%）となり、さらに平成42年には人口は361,107人となり、3.3人に1人が高齢者（人口比率約31%）、9.0人に1人が子ども（人口比率約11%）となるなど、急速な少子高齢化を迎えることとなります。

様々な住民の存在

地域で生活する世帯の構成も変化し、65歳以上の親族のいる世帯や、単身高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、ひとり親の世帯が増えてきています。また、地域には様々な年齢の子どもや大人だけでなく、障害を持つ人や外国人も生活をしています。

2. 市民アンケートから見えたこと

地域との「つながり」

市内に居住している人の居住年数をみると、「21年以上住んでいる」人が43.2%と最も多く、次いで、11～20年住んでいる人は21.7%となっています。

しかし、近所づきあいの程度では、何か困ったときに助け合う親しい人

がいると回答したのは24.6%となっています。

地域活動やボランティアへの参加

現在参加している地域活動について50.4%の方が参加していないと回答され、ボランティア活動についても81.6%の人が参加していないと回答しています。参加しない理由の主なものとして、仕事や家事で忙しいことやどこで活動しているかわからないことがあげられていました。

反面、NPO法人の設立数を見ると、その数は年々増加し、市民活動に参加する人も増えてきています。

地域住民と行政の協働

地域住民と行政の関係については、「行政も住民も協力し合い、ともに問題に取り組むべき」と回答した人が56.2%となっています。次いで「行政サービスでは解決できない問題は、住民が協力すべきである」(22.0%)、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」(12.7%)となっており、地域福祉の問題は、行政だけでなく、地域住民の問題解決のための参加が回答されています。

行政の制度・施策の充実

行政が優先して取り組むべき施策として、「高齢者や障害者が安心して在宅生活を続けられるサービスの充実」が最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」、「高齢者、障害(児)者、児童の福祉施設の整備」の2項目について30%を超えた回答がありました。また、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」の2項目も30%近い回答となっています。

権利擁護諸制度の認知度

意思能力に支障のある高齢者や知的障害者、精神障害者を対象とした福祉サービス利用援助事業 1 (地域福祉権利擁護事業) や成年後見制度 2 の認知度は低く、6.1%でした。また、福祉オンブズパーソン制度 3 の認知度も3.1%で、いずれの制度の名称も内容も知らない人は50%を超えています。

また、福祉保健サービスに対する苦情の申し立ての状況をみると、

33.3%の人が不満を感じながらも申し立てをしなかったと回答し、その理由として、どこに申し立てればいいのかわからない、申し立てても無駄だから等の意見が多くありました。



1 福祉サービス利用援助事業

福祉サービスの利用に係る相談や情報提供、手続きの代行、日常的な金銭の管理サービスや書類等の預かりサービスを行い、在宅生活の安定と自立生活の支援を図る事業

2 成年後見制度

預貯金や不動産などの財産管理、介護など生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消をする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護する制度

3 福祉オンブズパーソン制度

市から提供される福祉保健サービスについて不満や苦情がある場合、利用者の申し立てを受けて、そのサービスについて第3者機関である福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）が公平かつ中立の立場で苦情を調整し、必要な場合は、市に対して意見表明やサービスの内容を是正するよう勧告したり、制度を改善するよう提言を行う制度

3. NPO・ボランティア団体・社会福祉事業者等のアンケートから見えたこと

NPO・ボランティア団体・社会福祉事業者等の活動

NPO・ボランティア団体・社会福祉事業者等へのアンケートでは、地域住民を対象とした活動を行っているとは回答したのが、83.1%あり、今後とも積極的に取り組みたいと回答したのは60.6%、活動の必要性は感じているが、どの程度取り組めるかわからないと回答したのは33.8%ありました。

また、地域で活動を行なう上での問題として、支援が必要な人の情報が得にくいこと、活動のマンネリ化、活動資金が足りないなどの回答がありました。

4．地域懇談会から見たこと

地域懇談会の声から

地域住民の生活課題を把握し、解決方法をともに検討することを目的に開催した地域懇談会では、たくさんの意見が寄せられました。その内容を大きく分類すると、「交流や活動の場に関すること」が最も多く、次いで、「バリアフリーに関すること」、「市の取り組みに関すること」、など多岐にわたっています。

5．地域福祉推進の重点課題

これらの現状と課題をみると、市が主体的に取り組んでいくものと、地域住民自らが取り組むもの、地域の団体や事業者で解決するもの、それぞれが連携しながら解決するものなどがあります。それらを整理し、市として以下の4つの課題について重点的に取り組みを行います。取り組みにあたっては、計画の3つの視点である、「人権が守られた福祉のまちづくり」や「地域福祉の主人公である住民の参画」、「ノーマライゼーション社会の実現」を基本におき、取り組みの方向を定め、施策を展開していきます。

重点課題

- 1 住民と地域とのネットワークの形成・構築
- 2 地域で活動する団体の支援
- 3 ニーズを踏まえた施策の推進
- 4 地域住民の権利擁護

第4章 施策の体系

地域福祉計画の理念を実現するため、重点課題に対する取り組みを行います。そのために、4つの基本方向を定め、施策目標を設定しました。

理念

みんなが、安心して地域で暮らせるよう、一人ひとりがぬくもりのある地域を創る

計画の
視点

1. 人権が守られた福祉のまちづくり
2. 地域福祉の主人公である住民参画
3. ノーマライゼーション社会の実現

重点課題1

住民と地域との
ネットワークの
形成・構築

方向(1)

誰もが地域と
「つながり」
をもてる地域
社会

施策目標
①

地域の様々な団体が、地域福祉の課題を共有し、対等な立場で交流・連携できるような地域福祉の「ネットワーク」の形成

具体的
取り組み

○校区コミュニティ協議会の支援

施策目標
②

行政や住民参加による見守り・発見・つなぎのネットワークの強化

具体的
取り組み

○子どもを守るためのネットワークの構築
○高齢者福祉のセーフティネットの構築
○緊急時に対応できる体制の整備
○災害時の要援護者の支援

重点課題2

地域で活動する
団体の支援

方向(2)

様々な団体の
連携で地域福祉が
展開されている
地域社会

施策目標
①

身近な地域福祉の担い手「民生委員」「児童委員」が活動しやすい環境づくり

具体的
取り組み

○枚方市民生委員児童委員協議会への支援

施策目標
②

地域福祉を支えあい、高めていく幅広い人材の育成

具体的
取り組み

○地域福祉の担い手づくりのサポート

施策目標
③

住民の参加・交流の機会拡大と活動団体の支援

具体的
取り組み

○地域活動の支援
○住民の参加・交流の充実

重点課題3

ニーズを踏まえた
施策の推進

方向(3)

誰もが困った
ときに、身近な
ところで支
援を受けられ
る地域社会

施策目標
①

一人ひとりの状況に応じた自立生活の支援

具体的
取り組み

○相談・支援体制の充実
○支援が必要な人への福祉サービスの充実

施策目標
②

健康づくりの支援

具体的
取り組み

○健康づくりの支援

施策目標
③

福祉の総合機関としての市役所の相談機能の充実・強化

具体的
取り組み

○福祉に携わる職員の資質の向上

重点課題4

地域住民の
権利擁護

方向(4)

共に生き、育
む地域社会

施策目標
①

総合的・体系的な権利擁護システムの構築

具体的
取り組み

○成年後見制度の周知とその活用
○苦情相談による問題の解決の促進
○福祉サービスの利用援助

施策目標
②

地域住民の「学び」の支援

具体的
取り組み

○学習の場の支援・提供
○人権に関する問題への理解の促進

方向(1)

誰もが地域と「つながり」をもてる地域社会 ～ 住民と地域とのネットワークの形成・構築 ～

都市化の進展とともに、地域に住む人と、その地域との関わりが希薄になってきています。他人のことに無関心であることや、障害者や外国人をはじめとする近隣住民などへの偏見や差別といった問題が、生活や福祉の課題を抱えた人を見えにくくし、課題の解決を阻む要因となっています。

一方、近年、民間の活動も多彩になってきており、地域福祉の新たな担い手として、NPOやボランティア団体が広がりをみせています。

こうした活動を足がかりに、地域福祉の課題を共有し、一人ひとりの住民が、地域とそこに暮らす人たちの文化、生活慣習の違いを認め合いながら、地域づくり、まちづくりに参加し、連帯して取り組んでいくことが必要です。

市は、地域で課題を持ち、支援を必要としている人に適切な福祉サービス等につなぐための仕組みづくりが求められており、地域の住民や団体は、それぞれが連携しながら、排除や差別のない地域をつくっていくための、お互いに支え合う関係を築いていくことが求められます。社会福祉協議会をはじめとする民間の事業者も自ら地域の活動に取り組み、また、住民の地域活動を支援していくことは重要です。

幅広い地域福祉に対応するには、行政や地域の住民や団体、事業者が地域の課題を共有し、連携していくことが求められており、そのために、住民と地域が協働していけるネットワークづくりを目指します。

施策目標①

地域の様々な団体が、地域福祉の課題を共有し、
対等の立場で交流・連携できるような地域福祉の
「ネットワーク」の形成

地域福祉の推進を通じて、地域の様々な団体が交流・連携し、市と協働のもと、幅広い地域福祉に対応できるネットワークの構築をサポートします。

具体的取り組み

校区コミュニティ協議会の支援

「地域の窓口」として、校区コミュニティ協議会が、校区内の団体との情報交換や連絡調整を行い、校区が抱える課題の解決に取り組んでいます。こうした取り組みが、より一層、地域の特色を生かした活動ができるよう、支援を行っていきます。

関連事業

・コミュニティ関係事業

《市民活動課》

施策目標②

行政や住民参加による見守り・発見・つながりのネットワークの強化

地域の実情に応じて、より幅広いネットワーク化を進め、重層的な見守り体制が構築できるよう進めます。また、日常生活上何らかの支援を要する高齢者や障害のある人、子育てなどを見守る体制を充実します。

具体的取り組み

子どもを守るためのネットワークの構築

子育てサークル活動や地域での交流などを支援することにより、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を設けます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員や子ども家庭サポーターと地域の人々との協力・連絡体制を強化し、連携を図ることで、身近な生活の場における見守り体制の充実や児童虐待防止のための連携の強化を図ります。

関連事業

- ・子育て家庭見守りネットワークの構築
- ・児童虐待防止ネットワークの強化

《子育て支援室》

具体的取り組み

高齢者福祉のセーフティネットの構築

介護保険認定システムと保険外サービスの情報及び民生委員からの地域生活情報を一元化した「高齢者台帳データベース」を活用し、地域のひとり暮らし高齢者等の見守りや安否確認など高齢者セーフティネットの構築を目指します。

関連事業

- ・高齢者福祉サービスシステムの活用

《高齢社会室》

具体的取り組み

緊急時に対応できる体制の整備

ひとり暮らしの高齢者や障害者で、健康に不安を感じている人に、消防署や相談室にボタン一つでつながる緊急通報装置を貸与し、救急車の出動や相談などが行えるよう、24時間体制で対応します。

関連事業

- ・緊急通報装置の設置

《高齢社会室・障害福祉室》

具体的取り組み

災害時の要援護者の支援

地震や風水害等の災害時に、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、重度の障害者を身体・生命の危険から守るため、安否確認を含めた具体的な取り組みを行います。

関連事業

- ・災害時の重度障害者等安否確認の実施

《高齢社会室・障害福祉室》

方向(2)

様々な団体の連携で地域福祉が展開されている地域社会 ～ 地域で活動する団体の支援 ～

近年、ボランティアやNPOなどの市民活動団体が活発に社会活動を行っています。住民のニーズが多様化している中で、様々な福祉サービスの提供について、市、ボランティアやNPO、福祉サービスを提供する事業者、地域住民が、それぞれの立場でそれぞれの役割を分担して地域社会を支えていくことが求められています。

地域活動を支えるための場づくりに関することは、主に行政が担うこととなります。活動に関することは、顔の見える地域住民同士が支えあうものや、ファミリーサポートセンター 1のように市民が会員となり支えあうもの、また、ボランティアやNPOなどの市民活動団体が協働して支えるものがあります。

こうした活動は、多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できることから、これからの地域福祉を支える大きな力になるものと期待されており、活動が円滑に発展するよう財政面や人材面などについて、行政や地域住民などが、支援し、協力していくことが求められます。

社会的に排除を受けたり孤立している人に対しても、すべて社会の構成員として包みこみ、支えあうことは大切です。課題を抱える人の問題を把握し、援助ができる専門職員の人材育成は重要で、基本的には福祉サービスを提供する事業者等がその役割を担うこととなります。行政は、事業者への定期監査や苦情情報などを活用して、事業者が行う事業の運用方法や人材育成に関して改善が図られるよう働きかける必要があります。また、福祉活動について、その活動の重要性を市民にPRするため、事業者と連携して取り組んでいくことも必要となります。

市民のボランティアへの参加意識は、市民アンケートの調査結果を見ると、潜在的には高いと考えられます。ボランティアセンター 2のもつボランティア活動の情報の提供や活動の啓発等を行う意義は益々重要となり、特に、ボランティアを求めている個人や施設・団体とボランティア活動を希望する人やグループを結びつけ、調整する「ボランティアコーディネーター」の役割が期待されています。



1 ファミリーサポートセンター

保育等の援助を受けたい人（依頼会員）と手助けができる人（提供会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて提供会員を紹介し、有償で保育所への送迎、一時的な預かり等育児についての相互援助活動を行う会員組織。

2 ボランティアセンター

ボランティア活動を支援し、ボランティア活動推進のための基盤整備を行う機関。枚方市には、枚方市ボランティアセンターと北河内ボランティアセンターの2か所整備されている。

施策目標①

身近な地域福祉の担い手「民生委員」「児童委員」が活動しやすい環境づくり

枚方市民生委員児童委員協議会 の取り組みと連携しながら、民生委員・児童委員が複雑で多様化する課題に適切に対応していけるよう、また、地域と一体となって要援護者を支えていけるようにサポートすることを目指します。

枚方市民生委員児童委員協議会

民生委員法に基づき、民生委員の職務に関する連絡・調整を行う。民生委員の職務に関して、福祉事務所その他行政機関との連絡を行うこと等を任務とし、民生委員・児童委員を構成員として設置されている協議会。

具体的取り組み

枚方市民生委員児童委員協議会への支援

高齢者や障害者等の要援護者に対する相談や援助活動、市の業務への協力を行う民生委員・児童委員の活動をサポートするとともに、民生委員・児童委員の知識・技術の習得を目指して、各種の研修事業を実施します。

関連事業

- ・ 民生委員児童委員協議会の活動費の補助
- ・ 民生委員・児童委員の研修実施

《健康総務課》

施策目標② 地域福祉を支えあい、高めていく幅広い人材の育成

地域住民や福祉に関心を持つ人など、地域福祉の活動の担い手になる人材の育成は、地域福祉の推進において欠かすことのできない課題です。

このため、市としても各種の講習会などを開催し、情報提供など行いますが、特に、福祉に関する専門職員の養成については、NPOや地域で活動する団体、事業者も、積極的に人材の育成に取り組んでいく必要があります。

具体的取り組み 地域福祉の担い手づくりのサポート

地域で幅広く活躍する人材の養成をサポートし、地域福祉の担い手を育てるための効果的な情報提供などを行います。

関連事業

- ・手話・要約筆記・点字・音訳の講習会の開催
《障害福祉室》
- ・ファミリーサポートセンターの運営
《子育て支援室》
- ・ボランティアの表彰
《市民活動課》
- ・健康リーダーの養成
《保健センター》
- ・ボランティア体験の推進
《福祉総務課》

施策目標③ 住民の参加・交流の機会拡大と活動団体の支援

より多くの住民が地域福祉に参画できるよう、地域活動の場の整備を行い、参加・交流しやすい環境を整えていきます。

具体的取り組み

地域活動の支援

様々な地域福祉の団体が行う活動に対して、場の提供などを行い、地域活動を支援します。

関連事業

- ・各公民館における活動の場の提供
- ・印刷室の開放

《社会教育課・各公民館》

- ・自治会館の建設補助
- ・自治会掲示板の交付
- ・市民活動保険の実施
- ・コミュニティの支援
- ・ひらかたNPOセンター運営母体への支援

《市民活動課》

地域住民が、様々な地域活動に参加し、交流できる場と機会を提供します。

関連事業

- ・ 公民館まつりの開催
- ・ 公民館の利用者懇談会
- ・ 公民館活動委員会の活発化
《社会教育課・各公民館》
- ・ 南部市民センター運営の支援
《社会教育課》
- ・ 地域教育協議会の運営
《教育指導課・社会教育課・青少年課》
- ・ ふれ愛・フリー・スクエアの支援
《青少年課》
- ・ 親子交流の場等の設定
《子育て支援室・各公民館》
- ・ 地域での子育ての支援
《子育て支援室》

方向(3)

誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる 地域社会 ～ ニーズを踏まえた施策の推進 ～

介護保険制度や支援費制度などの各種の福祉制度は、従来のように、市がサービスの内容を決定するのではなく、サービスの決定にあたって、利用者の選択を重視することを基本とし、「措置」から「利用」への大きな制度の転換がなされました。

これは、福祉サービスの利用を希望する人が事業者と対等な契約を結び、希望するサービスを利用するものです。利用者が適切にサービスを利用するためには、福祉サービスを提供する事業者は、事業内容の情報を提供するとともに、サービスの質の向上に向けての取り組みを常に行っていくことが必要であり、行政は、高齢者や障害者、子どもに対する各種の福祉制度について、住民のニーズを踏まえた推進を図っていく必要があります。同時に、行政と事業者が協働し、地域住民が福祉サービスを選択できるような基盤を整えていくことも重要になります。

また、住民が困ったときに身近な地域で支援を受けるための、総合的な相談体制も不可欠です。そのために、行政は住民が必要とする情報をわかりやすく提供するとともに、それぞれの相談機関が連携するための仕組みづくりが必要です。

施策目標① 一人ひとりの状況に応じた自立生活の支援

地域住民の一人ひとりが住みなれた地域で安心して生活を送るためには、各種の相談機関や地域活動で見出された課題を、適切な福祉サービスに結びつけることが重要です。そのため、相談機能の充実と、福祉、保健、医療などの各種施策を推進していきます。

具体的取り組み

相談・支援体制の充実

地域住民の困り事や悩み事等に対処できるよう、各種の相談・支援体制を整備し、情報提供や助言等を行います。

関連事業

- ・ 人権ケースワーク事業
《人権政策室》
- ・ 教育相談事業
- ・ 適応指導教室事業
- ・ スクールカウンセラーの配置
《教育文化センター》
- ・ 身体障害者地域生活支援センターの運営
- ・ 知的障害者地域生活支援センターの運営
- ・ 精神障害者地域生活支援センターの運営
- ・ 障害者・就業生活支援センターの運営
《障害福祉室》
- ・ 在宅介護支援センターの運営
《高齢社会室》
- ・ 地域子育て支援センターの運営
- ・ 家庭児童相談室における相談の実施
- ・ 母子自立支援員による相談の実施
《子育て支援室》
- ・ 女性のための各種相談の実施
《企画課》
- ・ 地域就労支援事業
《市民活動課》

高齢者や障害者等の福祉サービスを必要とする人に対する施策や、就労活動等の支援など、安心した生活を営めるよう福祉サービスの充実を図ります。

関連事業

- ・福祉電話事業
- ・軽度生活援助事業
- ・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- ・生きがい活動支援通所事業
- ・枚方市シルバー人材センターの支援
- ・生活管理指導事業
- ・24時間安心ネットの実施
- ・介護保険制度

《高齢社会室》

- ・手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ・障害者（児）に対するホームヘルプサービスやデイサービス等の支援費制度や精神障害者の居宅生活支援事業
- ・補装具の給付
- ・訪問入浴サービスの実施
- ・障害者スポーツの振興

《障害福祉室》

- ・食の自立支援事業（配食サービス事業）
- ・福祉タクシーの基本料金の助成
- ・防火点検
- ・日常生活用具等の福祉機器の給付（貸与）事業

《高齢社会室・障害福祉室》

- ・ふれあいサポート収集事業

《減量業務室》

施策目標② 健康づくりの支援

住民が健康で文化的な生活を送るため取り組みをサポートするため、各種の検診や講座等を開催していきます。

具体的取り組み

健康づくりの支援

地域住民が、健康で文化的な生活を送るための健康づくりを支援します。

関連事業

- ・ 各種の検診・訪問指導、健康相談、健康教育事業
- ・ 健康づくり教室等の実施

《保健センター》

施策目標③ 福祉の総合機関としての市役所の相談機能の充実・強化

市に寄せられる福祉に関する相談は、多岐に亘ります。その相談の内容も複雑化し、適切に対応することが求められています。このため、寄せられた相談に適切に対応できるよう、福祉に携わる職員の資質の向上を目指した取り組みを行い、市役所での相談機能の一層の充実を目指します。

具体的取り組み 福祉に携わる職員の資質の向上

国や府の主催する研修等に積極的に参加し、人権意識の高揚や福祉行政についての見識を深めるほか、福祉に関連する室や課においても職場での研修等を実施し、率先して、福祉に携わる職員の資質の向上に努めます。

また、民間の福祉に携わる事業者においても、これらの取り組みを行うことが必要です。

関連事業

- ・福祉に携わる職場での研修実施
- ・各種の研修への積極的な参加

方向(4)

共に生き、育む地域社会 ～ 地域住民の権利擁護 ～

社会の変化や少子高齢化の中で核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増え、地域の住民同士の交流も少なくなってきました。

地域には、配偶者等からの暴力の被害に悩む女性や、家族から虐待を受けている子どもや高齢者等、そして、偏見に基づく差別を受けている障害者や在日外国人等も依然として存在しています。

地域福祉を推進するには、子どもから大人まですべての住民一人ひとりが、年齢や、障害の有無、性別、国籍の違いに関係なく、お互いの違いを認め、尊重し合う気持ちを持つことが大切です。そのために、住民自ら人権に関する意識を高め、地域での住民同士の交流に積極的に参加していくことが重要です。

また、介護施設や在宅サービス利用者の苦情解決のため、福祉サービスを提供する事業者が苦情解決する仕組みや運営適正化委員会がありますが、市の積極的な役割として、福祉サービスを利用する上で、弱い立場にある利用者が、福祉サービス提供者に不満や要望が言える仕組みの整備や、判断能力が不十分な利用者の権利が保障される制度の充実が必要となっています。

同時に、地域住民は必要な福祉サービスを選択し、適切に利用するための学習の意義は重要です。

施策目標① 総合的・体系的な権利擁護システムの構築

意思能力に支障のある高齢者や知的障害者、精神障害者などの自己の判断のみでは意思決定に支障のある人に対して、福祉サービスの利用の援助や金銭の管理についての取り組みを行います。

また、福祉オンブズパーソンや成年後見制度の周知を図り、地域住民の権利が守られることを目指します。

具体的取り組み

成年後見制度の周知とその活用

成年後見制度についての啓発活動を行い、必要に応じて市長が本人に代わって、制度の利用のための申し立てを行い、意思決定に不安のある人の権利を守ります。

関連事業

- ・成年後見制度の申し立て

《福祉総務課》

具体的取り組み

苦情相談による問題解決の促進

法律や福祉の専門家である2人の委員が、市の提供している高齢者や障害者、子ども等を対象とした福祉保健サービスを利用されている人の不満や苦情などの相談を受け、公正かつ中立の立場で苦情の内容を調査し、迅速に処理します。

関連事業

- ・福祉オンブズパーソン制度

《健康総務課》

具体的取り組み

福祉サービスの利用援助

意思能力に支障ある高齢者や知的障害者、精神障害者等に、その人の財産保全や金銭管理、福祉サービスの利用支援等を行います。

関連事業

- ・福祉サービス利用援助事業

《社会福祉協議会》

施策目標② 地域住民の「学び」の支援

人権に関する様々な啓発や教育、必要な福祉サービスを選択し、適切に利用する力量を養成するための学習機会を拡大・充実し、住民の生涯学習に関する取り組みをサポートします。

具体的取り組み

学習の場の支援・提供

地域住民が、自ら学ぶ場として学習する活動を支援します。

関連事業

- ・各公民館での日本語・多文化共生教室の開催（地域識字日本語教室）
《社会教育課・公民館》
- ・各公民館やセンター等での学習事業
《社会教育課・公民館・各センター等》
- ・連続講座「生きること」の開催
《人権政策室・社会教育課》
- ・憲法のつどい事業
- ・平和に関する啓発
《人権政策室》
- ・生涯学習情報プラザの運営
《社会教育課》
- ・生涯学習情報番組の充実・生涯学習情報システムの充実
《生涯学習課》
- ・学校園における人権教育の実施
《児童生徒課》
- ・小・中学生対象のボランティア教育の実施
《教育指導課》

- ・枚方公園青少年センター学習事業
《青少年課》
- ・男女共同参画社会づくり支援講座の開催
《企画課》
- ・「子育て講座」等の実施
《子育て支援室》

具体的取り組み 人権に関する問題への理解の促進

様々な人権課題を有する人たちに対する偏見に基づく差別や虐待をなくし、一人ひとりの人権がしっかりと守られるよう、地域住民を対象とした各種の啓発事業を実施します。

関連事業

- ・社会教育（人権）講座等の開催
《社会教育課》
- ・人権週間における各種啓発事業の実施
《人権政策室・企画課・障害福祉室・
社会教育課》
- ・児童虐待防止講演会等の実施
- ・CAP※1等の啓発活動
《子育て支援室》
- ・男女共同参画啓発事業
- ・DV※2防止事業
《企画課》



1 CAP

(Child Assault Prevention) の略。子供たちに人権概念をわかりやすく話して、いじめや痴漢、誘拐、虐待、性暴力などあらゆる暴力に対して何ができるかを教え、暴力から身を守る力を引き出す教育プログラム。

2 DV

(Domestic Violence) の略。「親密な」パートナーからの暴力のことで、様々な形で表れる。「親密な」関係とは法的婚姻関係や現在進行中の関係だけに限らず、内縁関係、婚約者、元配偶者、元恋人などを含む。また「暴力」とは、身体に暴行を加えることだけでなく、言葉による暴力や性的な行為の強要など、心身に有害な影響を及ぼす言動を含むもので、特に男性から女性にふるわれることが多い。

第5章 計画の進行

1. 計画の推進にあたって ~ 新しい地域福祉の創造 ~

地域福祉計画は、地域住民が幸せに暮らすために、また、地域の中での暮らしにくさや困難を感じないように、地域住民、NPO、社会福祉事業を営む事業者、そして行政等が協働して取り組む「新しい地域福祉」を模索し、創り出していく一つの試みです。

当然、「新しい地域福祉」の創造においては、行政に求められる役割も変わってきます。様々な福祉ニーズに対応できるよう制度化を図り、福祉サービスを提供する責任があるだけにとどまらず、市民との協働が対等で、大きく広がるためのしっかりとした「底支え」の役割をもつことが求められます。

限られた財源を有効に使って、多様で重層的な地域の実態に沿った地域福祉を進めるためには、これまで支援してこなかった活動や、組織規模にとらわれない、地域に必要とされている活動への支援が届くような仕組みが必要です。そのためには、福祉部門間の連携を図り、財源の配分や使用方法、実施事業の審査や評価を行うことが重要となります。

「新しい地域福祉」を創り出していくことは、地域住民、NPO、社会福祉事業を営む事業者、行政等が、それぞれの役割を認識していくことから始まります。

地域住民の役割

地域住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大事です。

また、地域福祉の担い手として地域での実践を継続していくことが求められます。

ボランティアの役割

行政の画一的なサービスでは対応できない個別性に富んだ活動ができるボランティアの役割は重要です。創意工夫あるボランティア活動が先駆けとなって、地域に浸透し、行政に提言などを行うことも求められます。

民生委員・児童委員の役割

地域の支援を必要とする人の相談から情報提供、サービスの利用までのつなぎの役割が期待されます。また、行政等の関係機関との連携を深め、様々な課題に対応できるよう自己研鑽が必要です。

自治会の役割

地域に住む高齢者や障害者、子どもへの積極的な地域での福祉活動の展開が期待されます。その地域に必要な取り組みを行っていくことが今後重要となってきます。

NPOの役割

住民が直接参加して、地域で暮らしていくために必要なサービスを開発し、またその担い手になることだけでなく、当事者の立場から福祉サービスの評価や福祉課題の提起を組織的に行うことも重要です。

校区コミュニティ協議会の役割

市民の地域活動を推進するための「地域の窓口」として、一層の行政とのパートナーシップの関係を築いていくことが求められます。同時に、地域で活動している各種の団体との連絡調整を行い、校区が抱えている様々な問題の解決に取り組んでいくことも期待されます。

学校の役割

学校に通う児童や生徒が、地域の福祉問題について共有できるような教育の充実が必要です。また、大学などにおいても、地域の住民も対象とした講座を開催し、住民の学習の機会を提供するなどの取り組みも期待されます。

社会福祉事業を営む事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

社会福祉協議会の役割

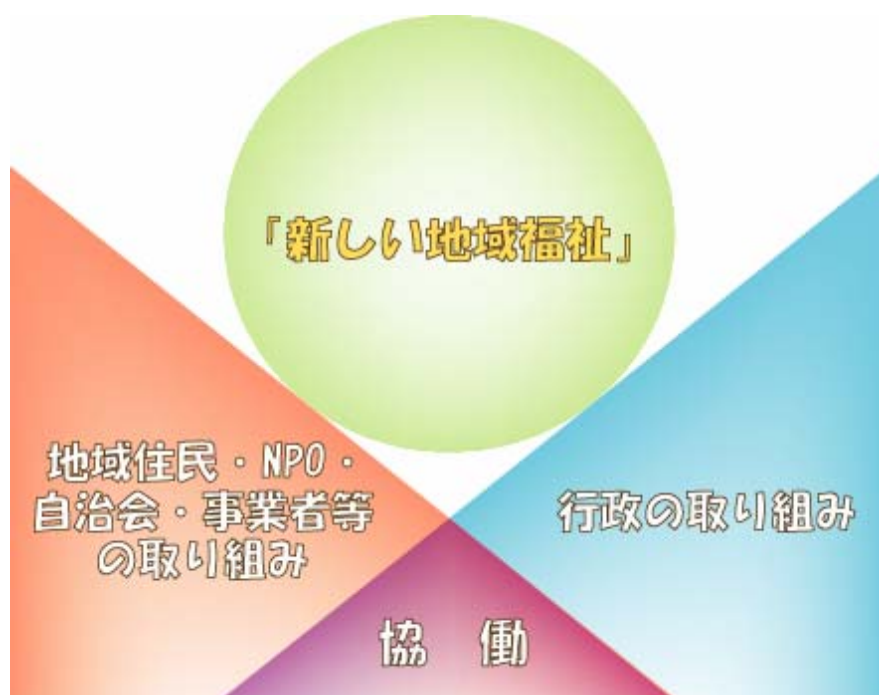
営利を目的としない民間組織として、地域福祉の一層の推進のため、中心的役割を担っていくことが責務です。また、民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に広く支えられた公益性を併せ持つ団体として、地域のつながりが希薄化している状況を解決するため、住民と社会福祉協議会がネットワークを組み、住民参加の見守りや助け合いの活動を推進していくことが期待されます。

市の役割

地域福祉の推進にあたって、市には地域住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携し、協力をしていくとともに、地域住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域住民が地域福祉へ参加する機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉の活動拠点の整備支援、情報提供の充実などが求められています。



2．地域に期待される取り組み

～ 「一步踏み出すこと、譲りあい、支えあうこと」 ～

社会福祉協議会が地域の住民を対象にした懇談会では、子育ての支援や高齢者、障害者などの支援、住民同士の交流の促進、地域活動の担い手の育成などの必要性を訴える声が多くありました。これらを行うための地域住民の活動として、「住民間のコミュニケーションを深めていく」ということが地域住民の声として出されました。

登下校中の児童・生徒に対する地域住民の声かけは、地域の防犯上の効果を上げることができます。また、隣近所の住民同士のコミュニケーションは、地域で援助を必要としている人を発見しやすくなるなど、地域の抱える様々な課題を解決していく入り口になります。

地域福祉計画は、そこから始まり、それが地域力となります。地域力とは、「住民自身や地域そのものが今後も起こりうる地域の課題に柔軟に対応できる力」のことを言います。

すべての地域住民が、安心した生活を送るためには、まず、一人ひとりが自分の意志を伝えることが重要です。そのことに地域が呼応し、地域力を高めていくというらせん状の運動が、地域の団体を巻き込みながら、幅を広げ発展していきます。

コミュニケーションをきっかけに、地域住民自身が、一步踏み出して、地域活動や福祉活動に参加していくことや、まずは、自分から譲りあって、自分の周りの人たちと支えあうことができるような関係を広げることは重要です。地域福祉計画は、主に市の実施する施策についての取り組みですが、地域住民やボランティア、NPO等の地域の様々な個人や団体が、その特性を生かし、この「一步踏み出すこと、譲りあい、支えあうこと」の輪を広げることが、結果としてその多彩な活動が市内に広がり、地域福祉を推進していくための大きな力となるのです。

3．計画の進行管理

本計画を総合的に推進していくため、市が実施する広範な分野にまたがる各種の地域福祉諸施策について、福祉総務課が中心となり、関係部局間の相互の連携・調整を行っていきます。

さらに、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための施策に関する重要事項を調査審議する「枚方市保健福祉審議会」において、高齢者や障

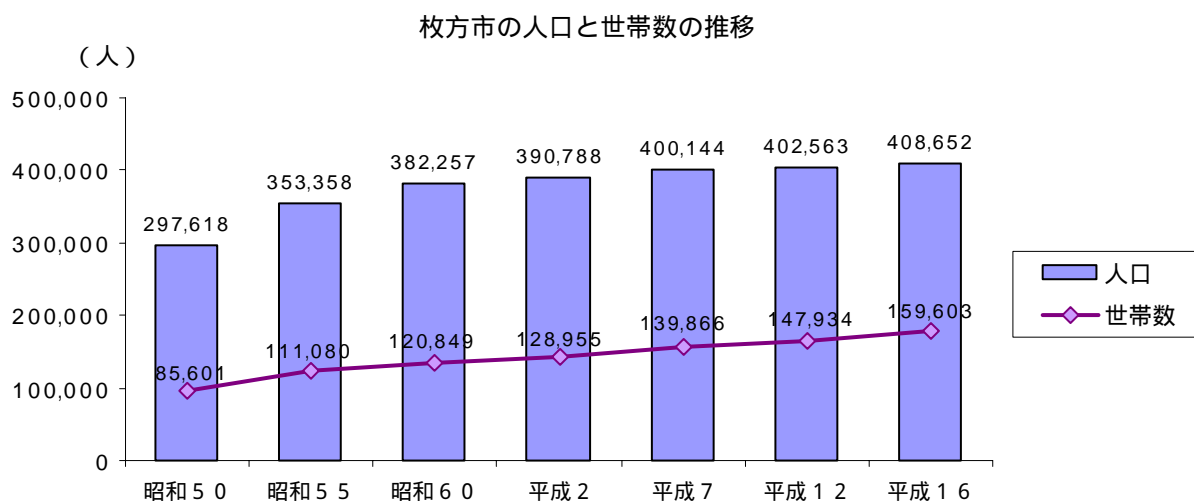
害者、ひとり親家庭をはじめとする住民の意見が反映できる進行管理を行い、総合的に計画の推進を図っていきます。

資料編

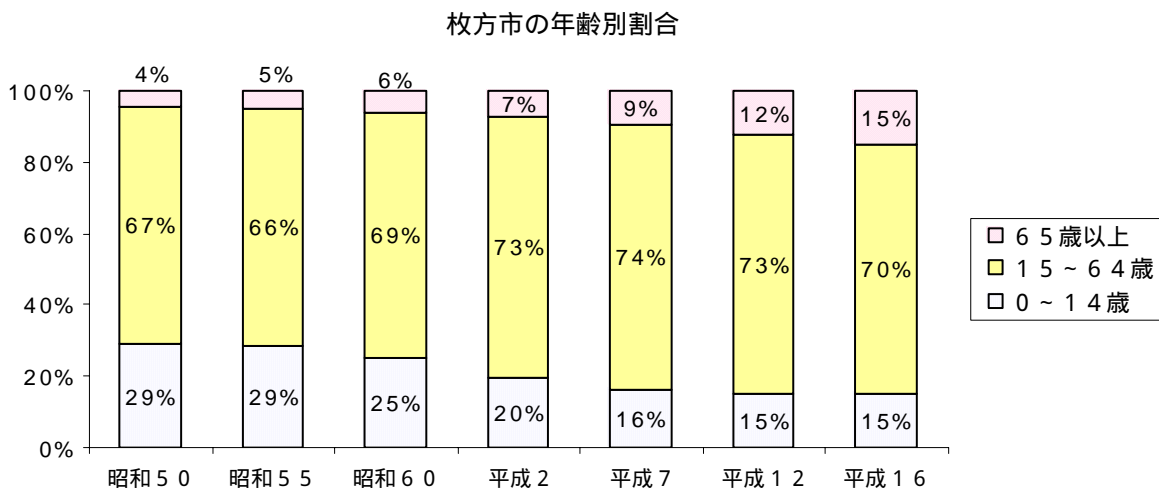
1. 統計

(1) 人口・年齢別割合の状況

本市の人口は、平成7年の国勢調査で40万人を超え、その後は、ほぼ横ばいに推移しています。年齢別割合では、徐々に65歳以上の高齢者が増え、15歳未満の子どもの人口が減少しています。



資料：総務省「国勢調査」(昭和50～平成12年)
統計管理表(平成16年)

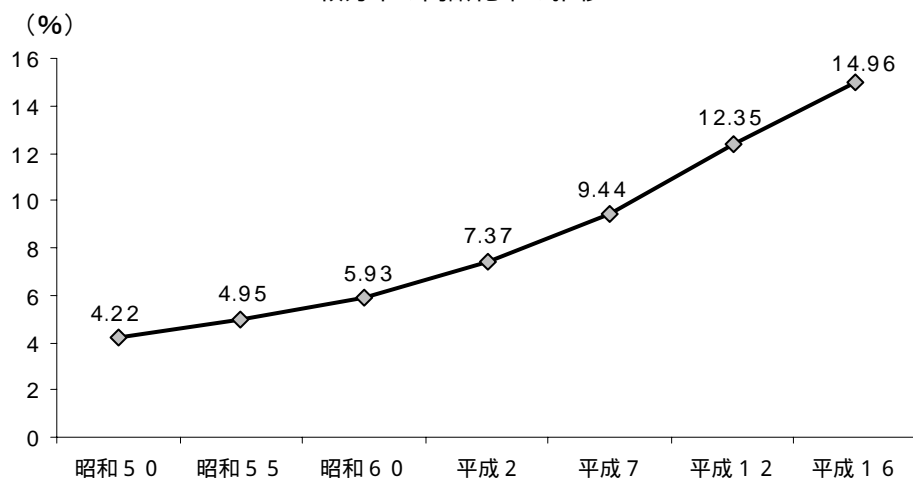


資料：総務省「国勢調査」(昭和50～平成12年)
統計管理表(平成16年)

(2) 高齢化率の推移

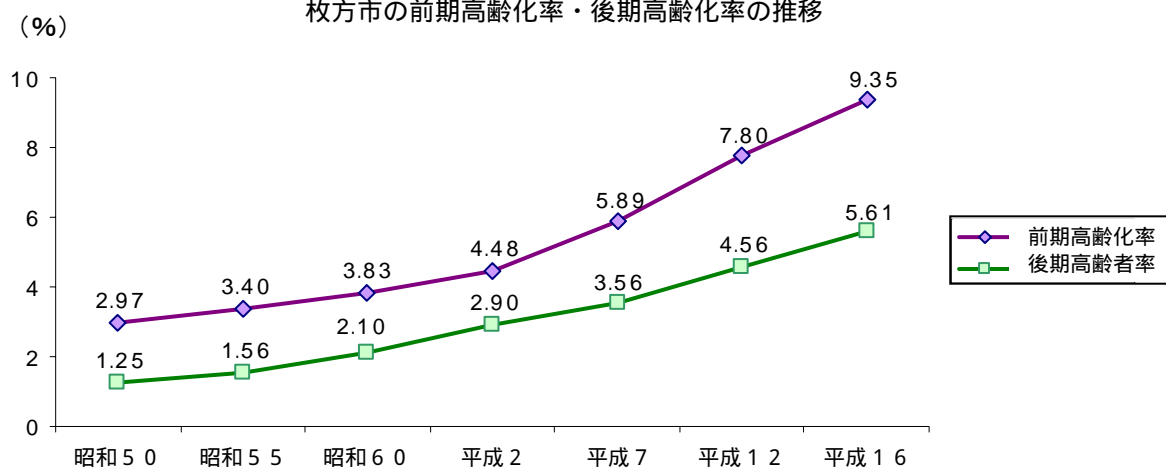
本市の高齢化率は、昭和60年以降急速に伸び、平成12年には12.35%となり、高齢化が進んでいます。

枚方市の高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」(昭和50～平成12年)
統計管理表(平成16年)

枚方市の前期高齢化率・後期高齢化率の推移



資料：総務省「国勢調査」(昭和50～平成12年)
統計管理表(平成16年)

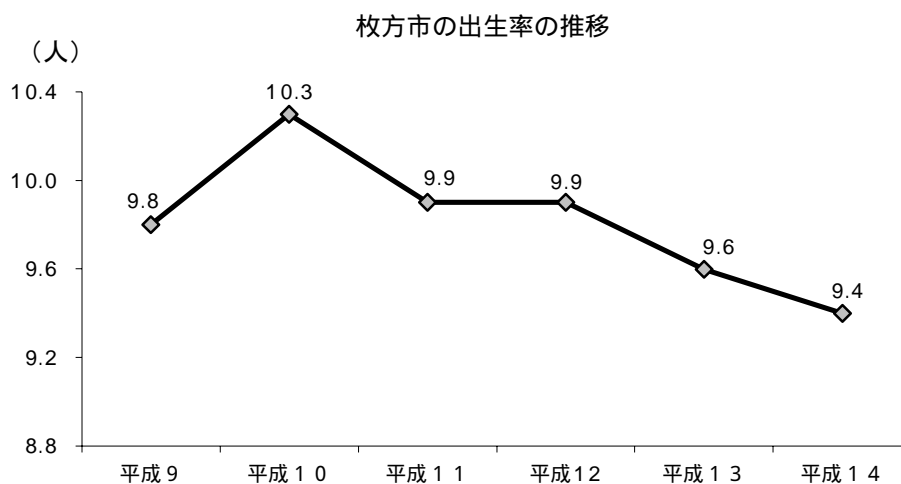
高齢化率 人口に占める65歳以上高齢者人口の比率。高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」という。

前期高齢化率 人口に占める65歳以上75歳未満の高齢者の比率

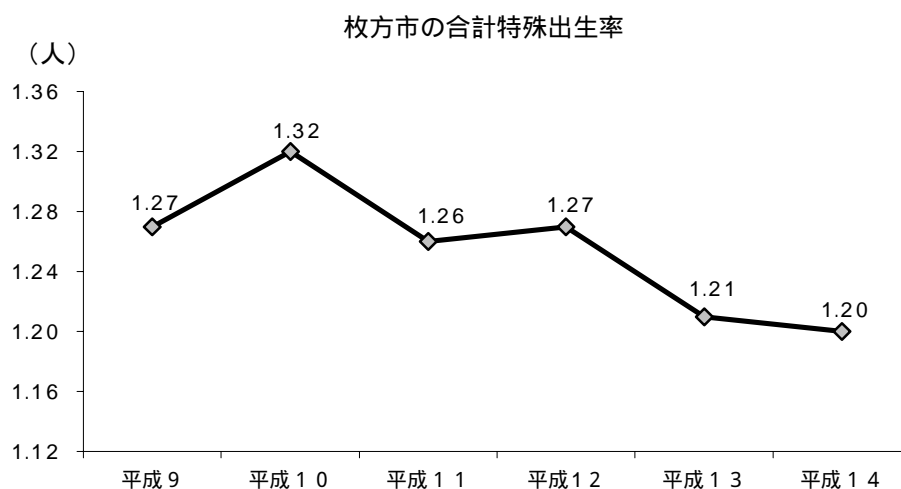
後期高齢化率 人口に占める75歳以上の高齢者の比率

(3) 出生率と合計特殊出生率

平成10年以降、出生率、合計特殊出生率とも減少を続け、少子化が進んでいます。



資料：大阪府衛生年報

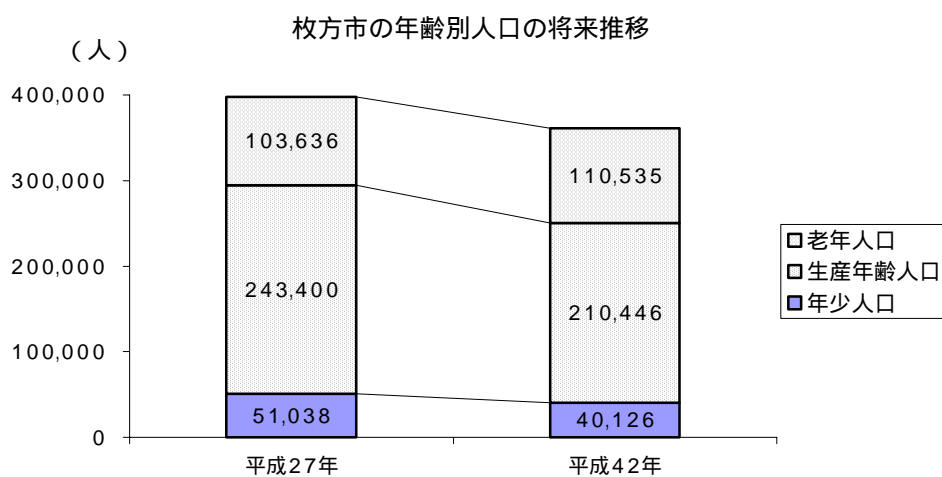


資料：大阪府衛生年報、住民基本台帳人口

出生率	人口千人に対する出生数の割合
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する

(4) 年齢別人口の将来推移

枚方市の人口全体は少しずつ減少傾向にあり、生産人口、年少人口も減少する中、老年人口は増加傾向となっています。

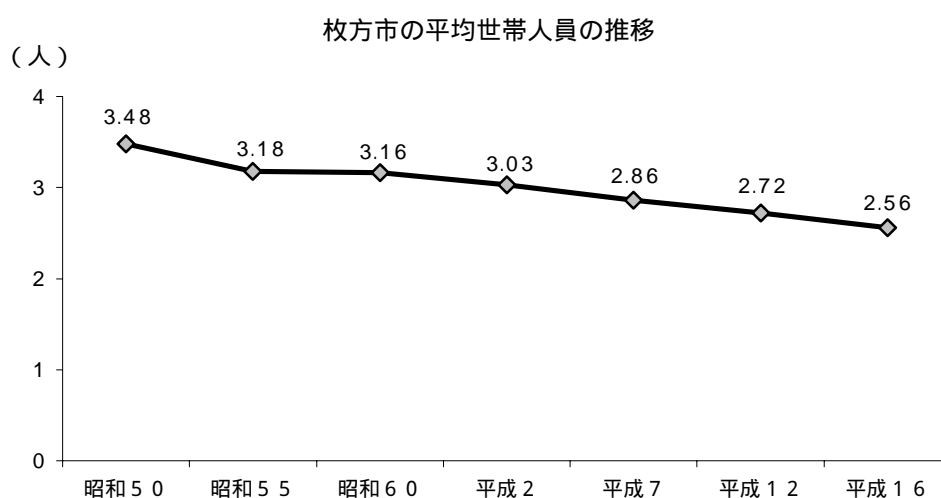


資料：国立社会保障人口問題研究所人口構造研究部

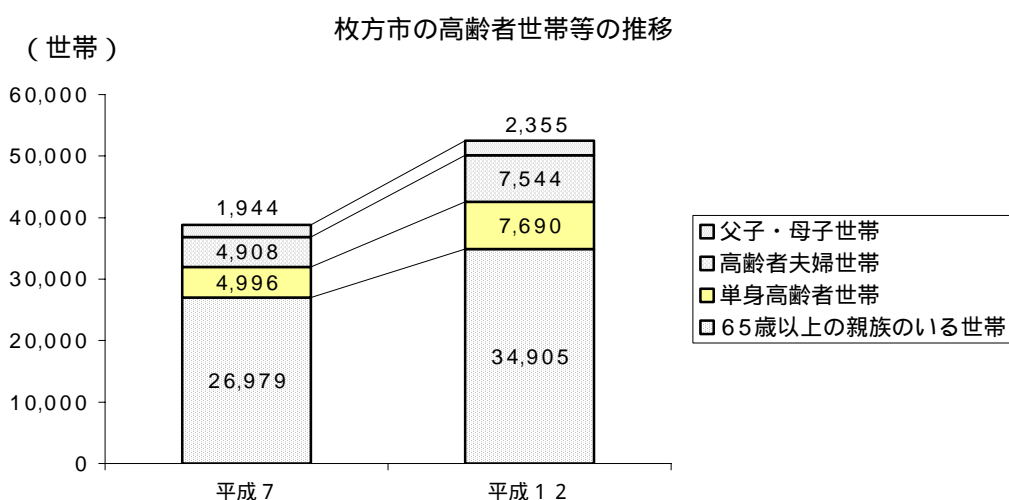
年少人口.....	0歳～14歳
生産年齢人口.....	15歳～64歳
老年人口.....	65歳以上

(5) 世帯の状況

一世帯あたりの平均世帯人員数は年々減少している一方で、単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯・65歳以上の親族がいる世帯は増加しています。全体に対する高齢者がいる世帯の割合は平成7年の27%から平成12年は34%に増え、約1/3の世帯で高齢者がいることとなります。また、父子・母子家庭も微増しています。



資料：総務省「国勢調査」(昭和50～平成12年)
統計管理表(平成16年)



資料：総務省「国勢調査」

(6) 地区別の人口の状況

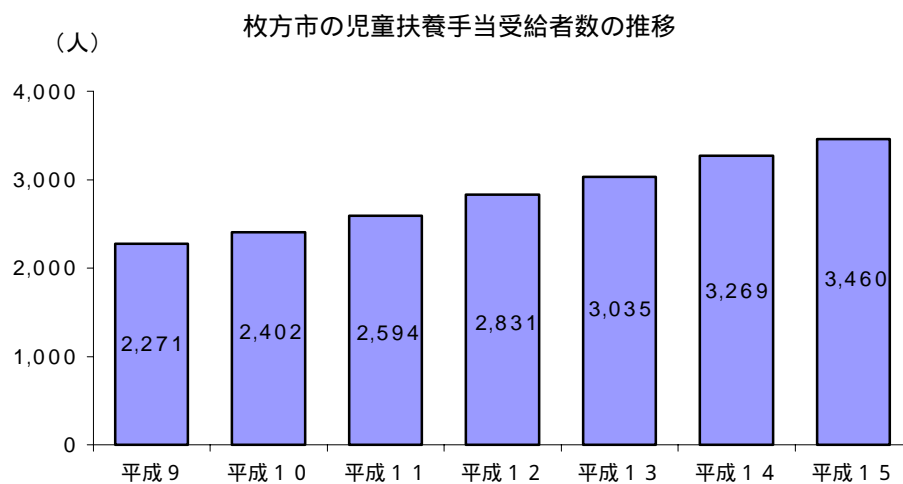
(平成16年4月1日現在)

小学校区	人口	世帯数	年少者割合	高齢者割合	小学校区	人口	世帯数	年少者割合	高齢者割合
枚方	10,499	4,627	13.6%	16.4%	小倉	9,188	3,687	14.6%	20.1%
枚方第二	10,105	4,442	15.2%	15.2%	樟葉南	9,545	3,630	14.3%	16.9%
サダ	8,845	3,732	13.7%	15.4%	磯島	6,228	2,831	13.4%	14.5%
香里	10,805	4,431	14.2%	16.4%	サダ西	9,358	3,412	17.5%	12.0%
開成	6,457	2,629	15.9%	18.1%	樟葉西	12,355	4,657	15.1%	13.7%
五常	7,243	2,782	15.3%	16.5%	田口山	9,768	3,252	23.9%	7.7%
春日	9,886	3,475	14.4%	13.8%	西牧野	4,962	2,038	11.0%	16.0%
桜丘	12,803	5,085	14.3%	15.9%	川越	8,044	3,171	13.4%	14.4%
山田	5,810	2,349	14.2%	15.7%	サダ東	9,477	3,584	15.8%	13.2%
明倫	5,899	2,615	12.2%	18.6%	桜丘北	9,394	3,501	17.7%	9.3%
殿山第一	6,942	2,969	11.8%	19.8%	津田南	11,083	4,206	15.9%	13.0%
殿山第二	9,231	3,738	13.6%	16.6%	樟葉北	6,298	2,308	11.4%	20.1%
樟葉	13,100	5,049	16.7%	11.5%	船橋	10,828	4,144	14.7%	10.4%
津田	11,881	4,531	15.1%	14.4%	菅原東	13,113	4,658	14.2%	15.4%
菅原	9,912	3,544	17.4%	11.9%	中宮北	3,765	1,543	18.7%	11.0%
氷室	6,893	2,420	11.4%	13.8%	山田東	6,100	2,371	13.1%	13.7%
高陵	5,717	2,366	12.5%	18.9%	藤阪	8,333	2,925	15.4%	14.3%
山之上	12,150	4,454	13.4%	18.3%	平野	7,750	3,022	11.6%	19.3%
牧野	14,275	5,839	14.0%	18.5%	長尾	11,374	3,930	16.2%	9.7%
交北	8,035	3,289	15.3%	17.3%	東香里	7,066	2,669	12.3%	20.7%
香陽	6,739	2,523	12.9%	20.7%	伊加賀	8,949	3,258	18.8%	9.3%
招提	8,683	3,104	16.1%	12.5%	西長尾	8,503	2,874	18.1%	8.5%
中宮	10,514	4,209	13.1%	15.6%	合計	403,905	155,873	14.9%	14.8%

年少者割合は、15歳未満の人口の割合、高齢者割合は、65歳以上の人口の割合

(7) 児童扶養手当受給者数

近年、児童扶養手当受給者数は増加傾向にあり、母子家庭の世帯が増えています。

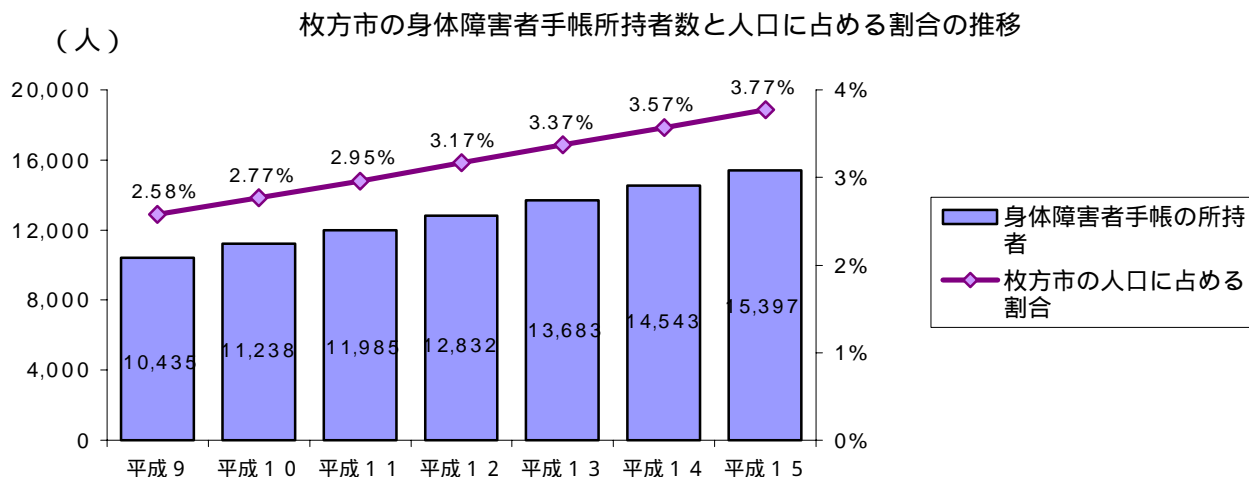


資料：枚方市事務概要

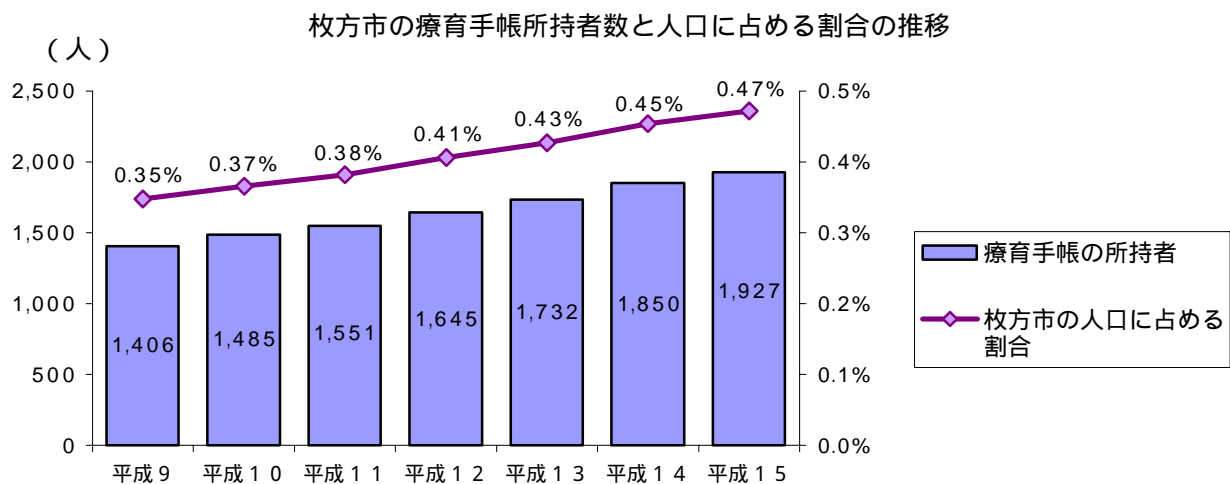
児童扶養手当	父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給している手当。
--------	--

(8) 障害者の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、増加傾向にあり、人口に占める割合も高くなってきています。

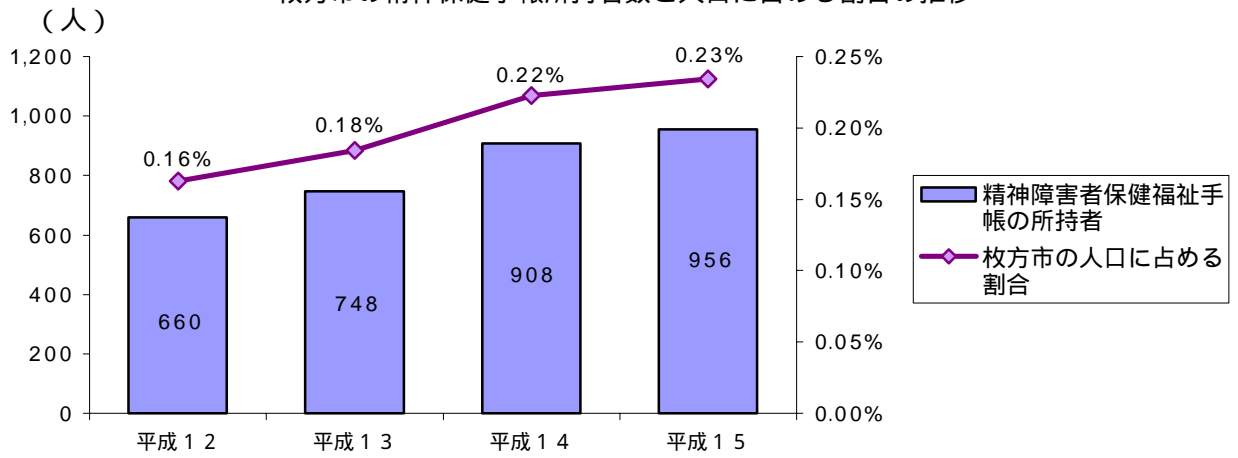


資料：枚方市事務概要



資料：枚方市事務概要

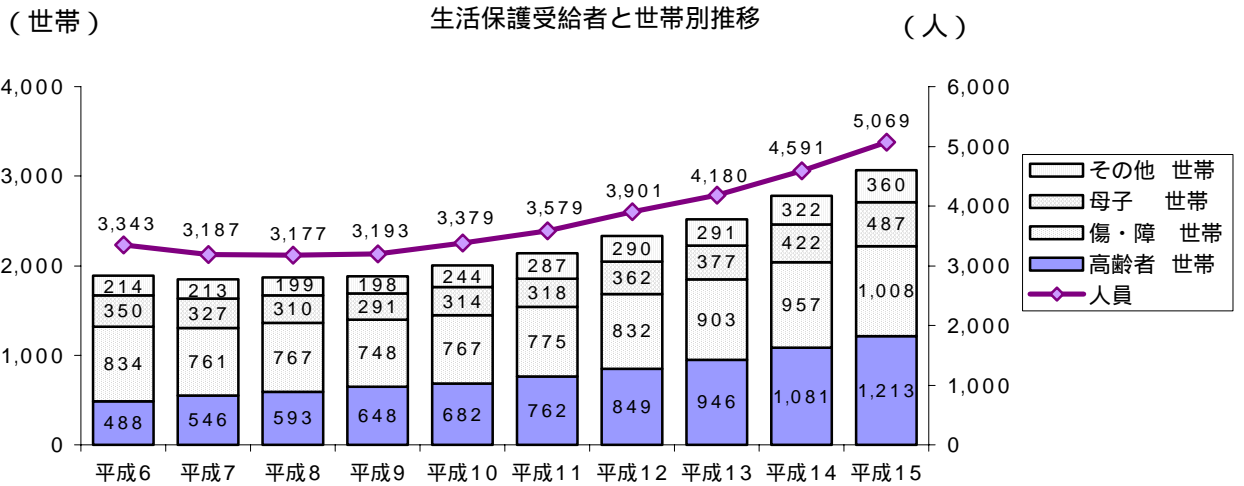
枚方市の精神保健手帳所持者数と人口に占める割合の推移



資料：枚方市事務概要

(9) 生活保護受給者数

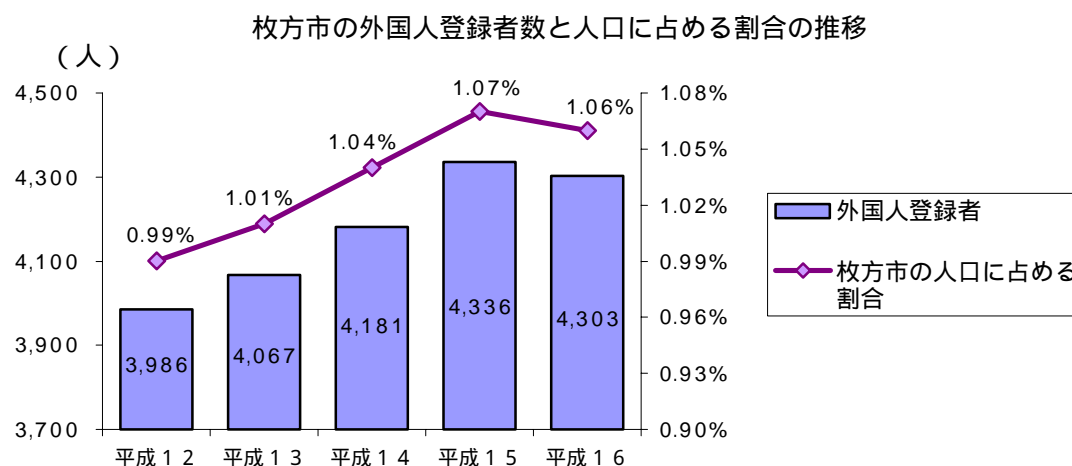
生活保護を受けている人は、平成9年を境に増加傾向にあります。また、特に高齢者世帯で生活保護を受けている人が増えてきています。



資料：福祉行政報告例

(1 0) 外国人登録者数

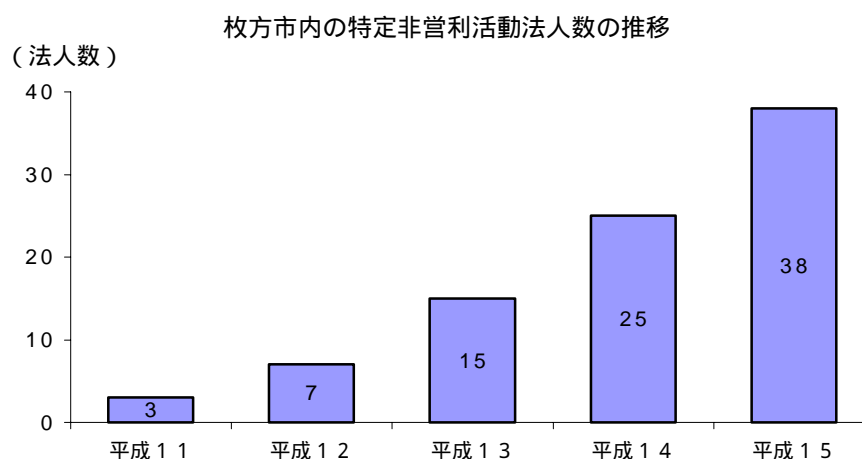
枚方市の外国人登録者は平成 1 5 年まで増加、その後ほぼ横ばいとなっており、枚方市の人口の約 1 % を占めています。



資料：枚方市市民課

(1 1) N P O 法人数

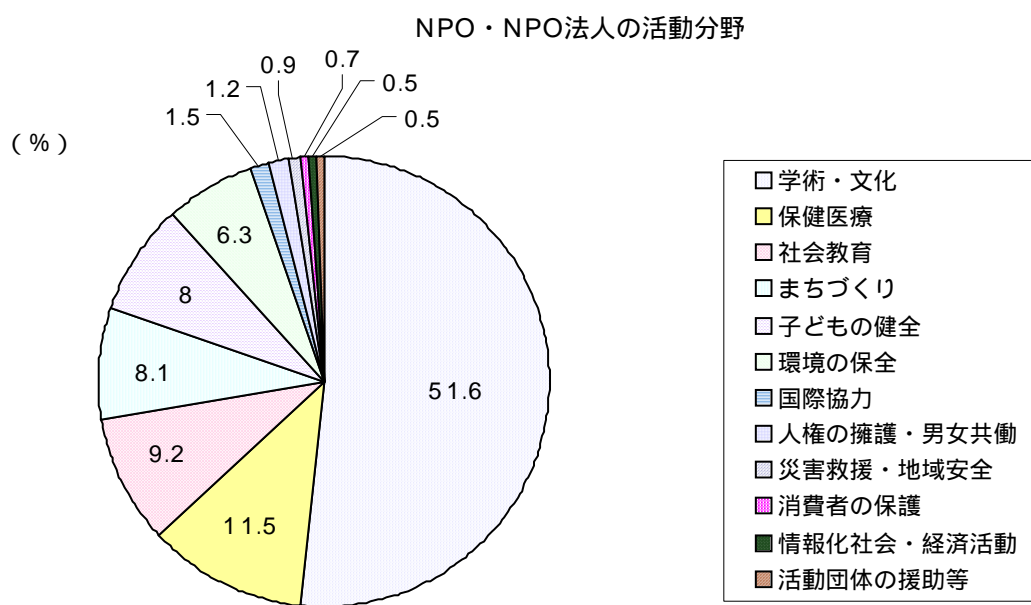
平成 1 0 年 1 2 月に特定非営利活動促進法 (N P O 法) が施行され、以後、枚方市内の特定非営利活動法人は年々増加しています。



資料：枚方市市民活動課

(12) NPO・NPO法人の活動分野

NPO・NPO法人の活動内容は、学術・文化が一番多く51.6%と半数を超えており、次いで保健医療(11.5%)、社会教育(9.2%)、まちづくり(8.1%)となっています。



資料：2003年度枚方市内NPO実態調査レポート

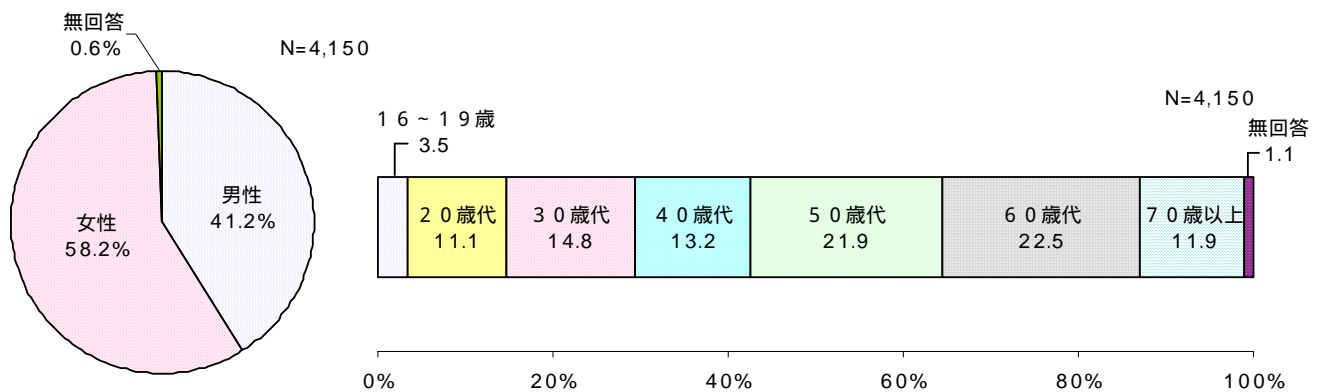
活動分野のデータは、枚方市民活動災害保障保険加入者、市内7公民館利用団体を中心に総数1,503通の内772通(回答率51.3%)の回答からなるもので、自治会、PTA、子ども会については対象除外としています。

2. 市民アンケート

(1) 調査対象者の属性

男女構成・年齢構成

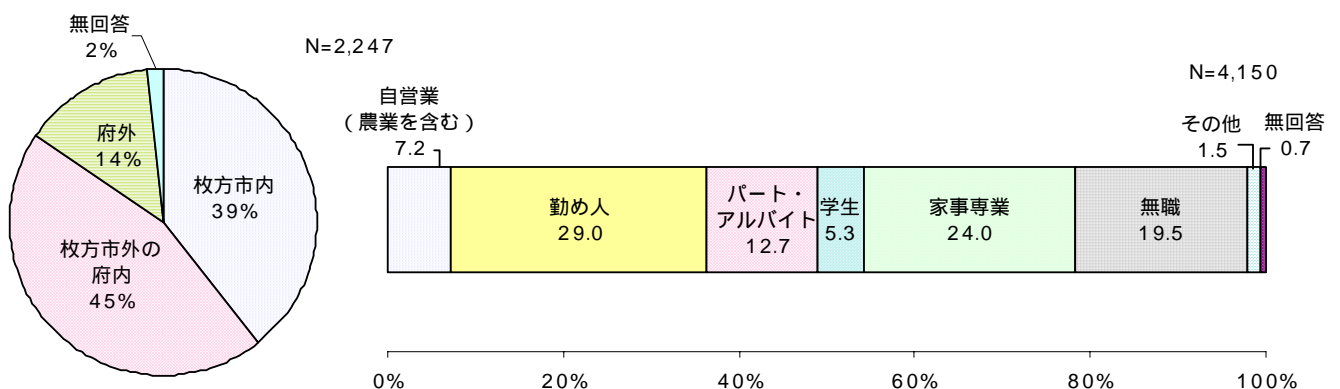
回答者の約6割(58.2%)が女性となっています。年齢構成は、50歳代及び60歳代がともに2割を超え、50歳以上が56.3%を占めています。



職業・通勤、通学先

就労している人「自営業、勤め人、パート・アルバイト」をあわせると48.9%で、回答者全体に占める女性、高齢者の割合が高いことから、「家事専業(24.0%)」「無職(19.5%)」の割合が高くなっています。

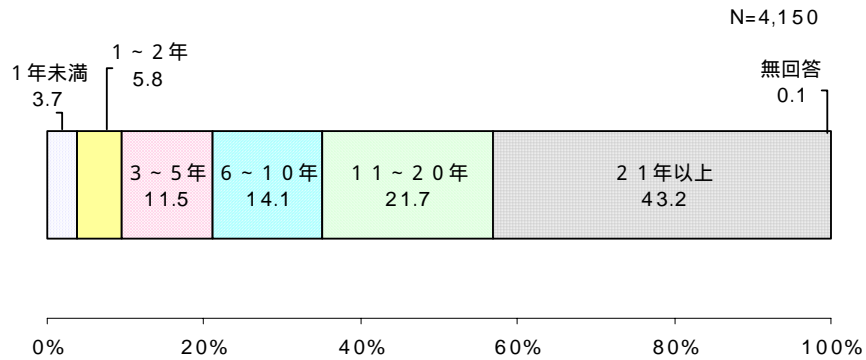
就労している人または学生のうち、市内に在勤・在学は約4割(39.4%)となっています。



(2) 地域生活について

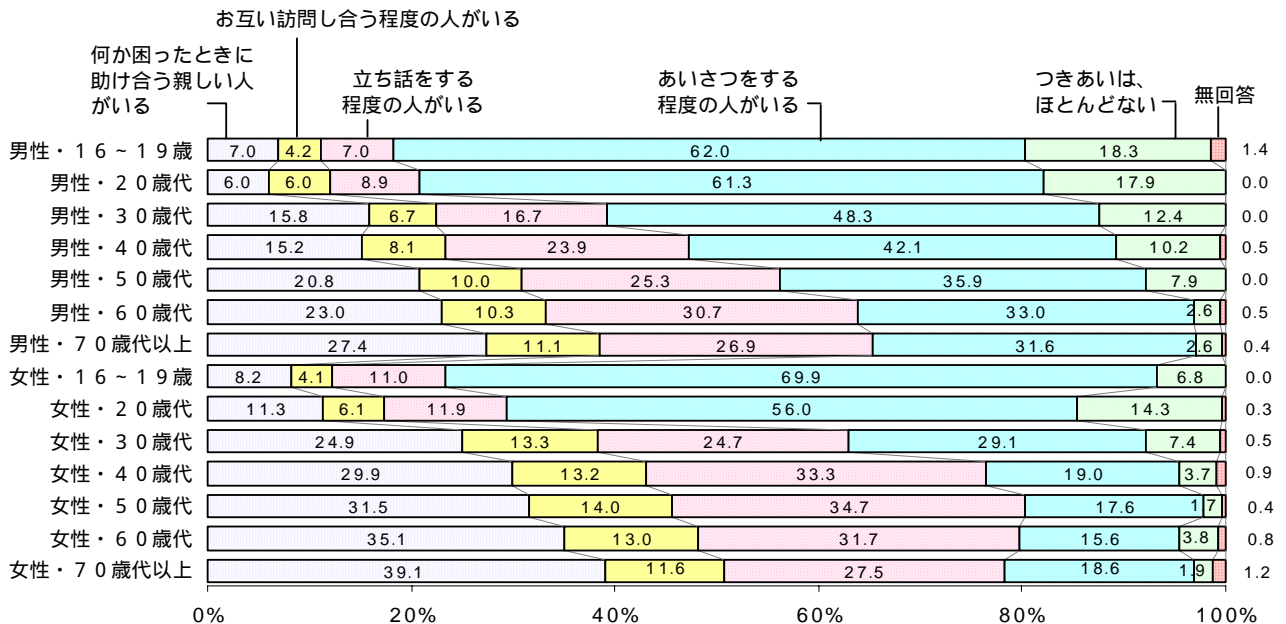
居住年数

現在の町内での居住年数は「21年以上」(43.2%)が最も多く、「11～20年」(21.7%)と合わせると6割を超えています。



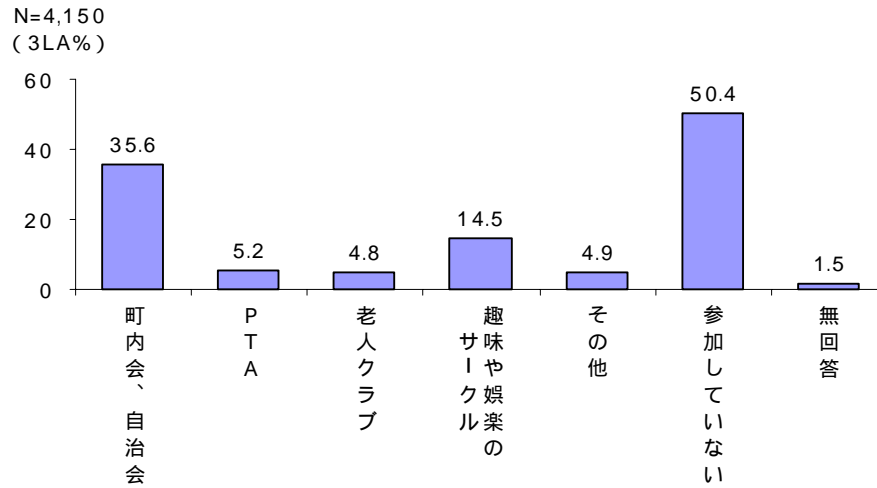
近所づきあいの程度 (年代別)

年代が上がるにつれて「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合は上昇していますが、いずれの年代も女性の方が高く、特に40歳以上の女性では3～4割となっています。一方、40歳以下の男性及び20歳の女性では、「つきあいは、ほとんどない」が1割を超えています。



参加している地域活動

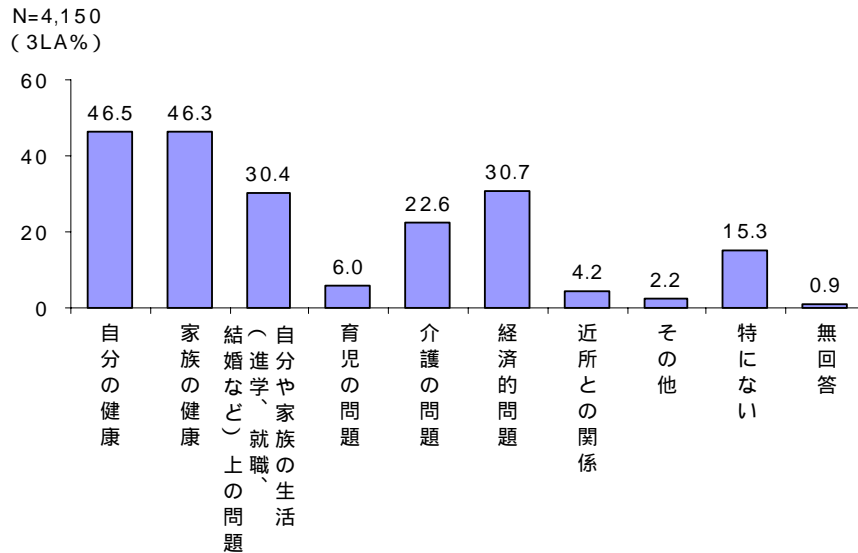
約半数の人が何らかの地域活動に参加しており、最も多いのは「町内会、自治会等」(35.6%)、次いで「趣味や娯楽のサークル」(14.5%)となっています。



(3) 生活上の課題について

悩みや不安を感じていること

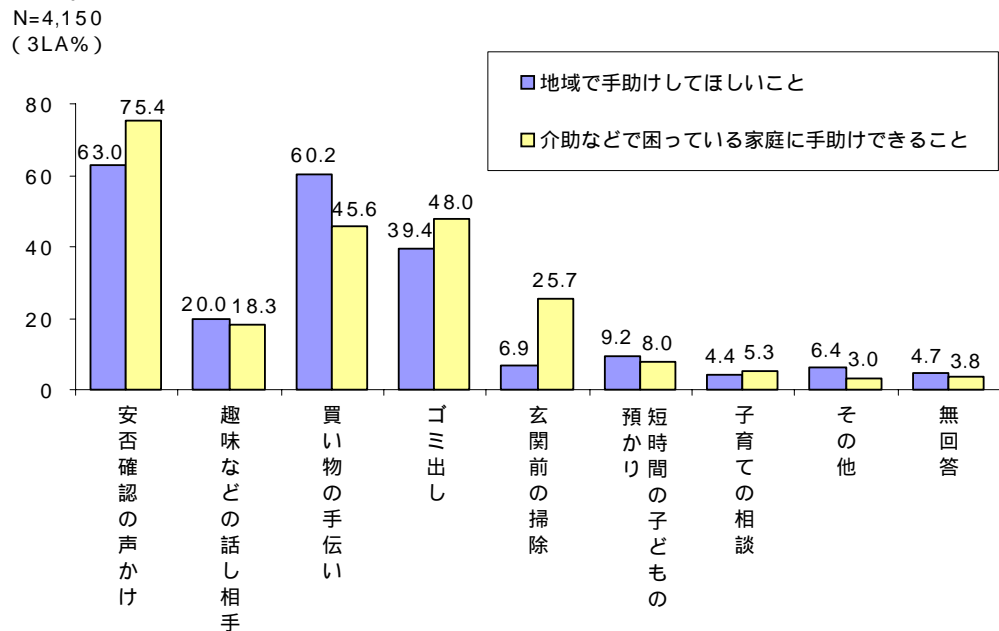
健康について悩みや不安を感じている人が多く、「自分の健康」46.5%、「家族の健康」46.3%。次いで、「経済的問題」「自分や家族の生活（進学、就職、結婚など）上の問題」がともに約3割となっています。



地域で手助けしてほしいことと自分自身でできること

地域で手助けしてほしいことは、「安否確認の声かけ」(63.0%)、「買い物の手伝い」(60.2%)がともに6割を超え、次いで「ゴミ出し」が39.4%となっています。

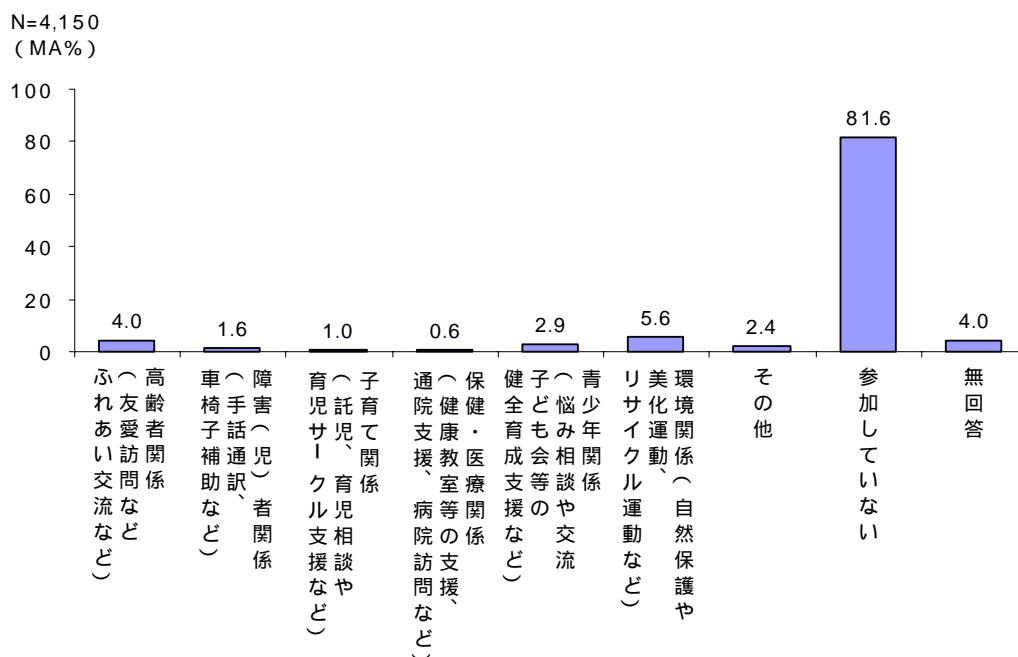
地域の要支援者（家庭）に対して自分自身が手助けできることは、手助けしてほしいことと同様に「安否確認の声かけ」(75.4%)が多い一方、「買い物の手伝い」については5割を下回っています。また、「ゴミ出し」が48.0%となっています。



(4) ボランティアについて

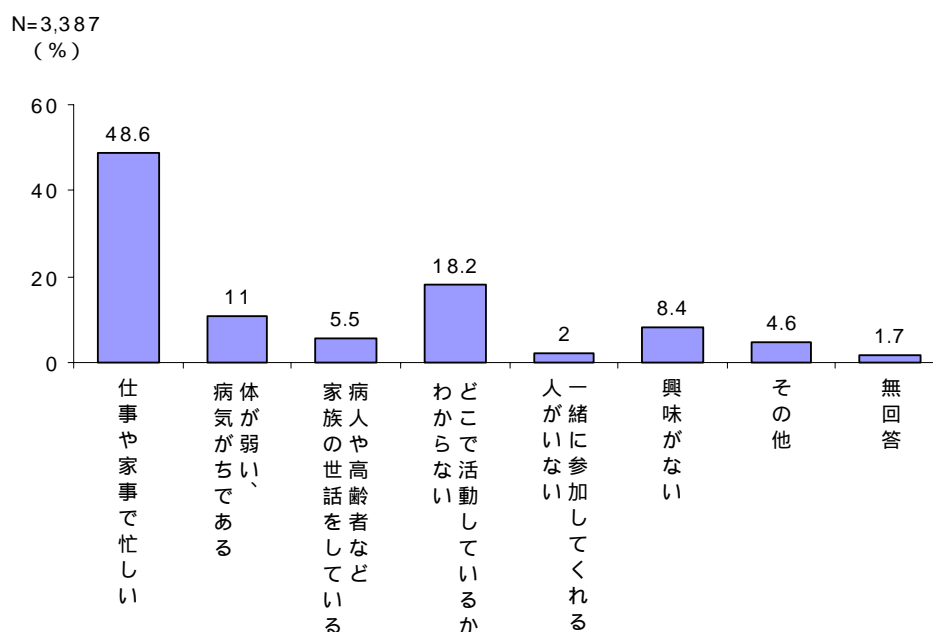
参加しているボランティア活動

何らかのボランティア活動に参加している人は14.4%で、活動分野は「環境関係（自然保護や美化運動、リサイクル運動など）」(5.6%)、「高齢者関係（友愛訪問などふれあい交流など）」(4.0%)となっています。



ボランティアに参加していない理由

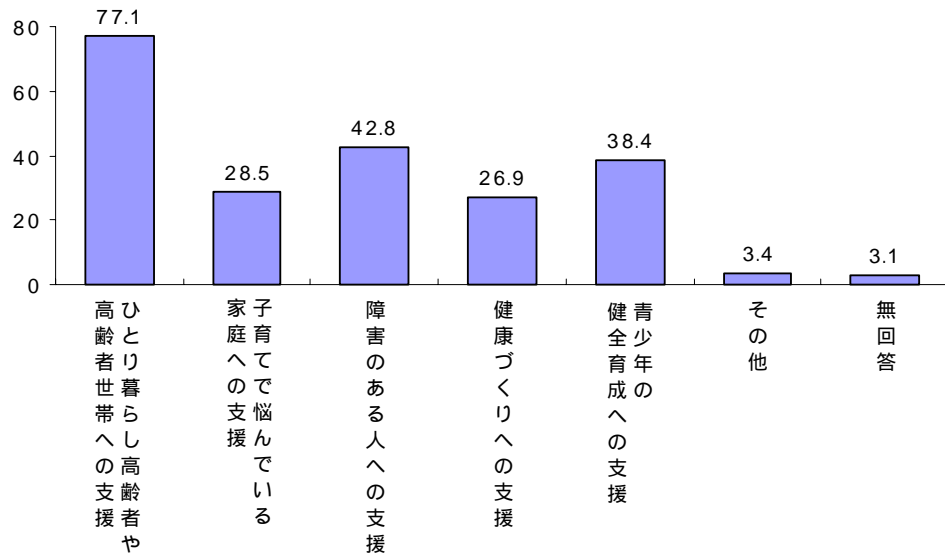
ボランティア活動に参加していない理由は、「仕事や家事で忙しい」(48.6%)が約5割を占め、次いで「どこで活動しているかわからない」が18.2%となっています。



地域住民が取り組むべき問題

「ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援」が77.1%と最も多く、次いで「障害のある人への支援」(42.8%)、「青少年の健全育成への支援」(38.4%)となっています。

N=4,150
(3LA%)

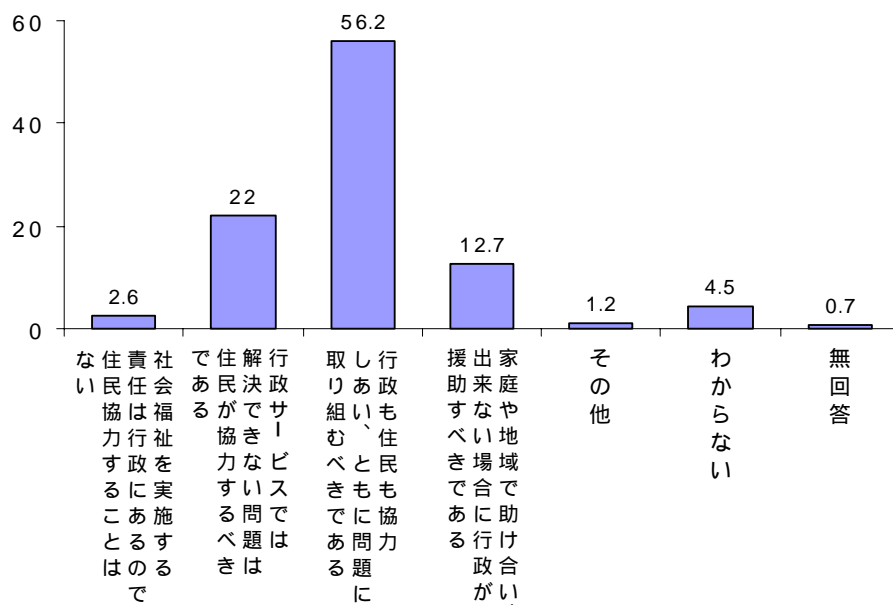


(5) これからの福祉について

行政と住民の関係について

「行政も住民も協力しあい、ともに問題に取り組むべきである」(56.2%)が過半数を占め、次いで「行政サービスでは解決できない問題は、住民が協力すべきである」(22.0%)となっています。

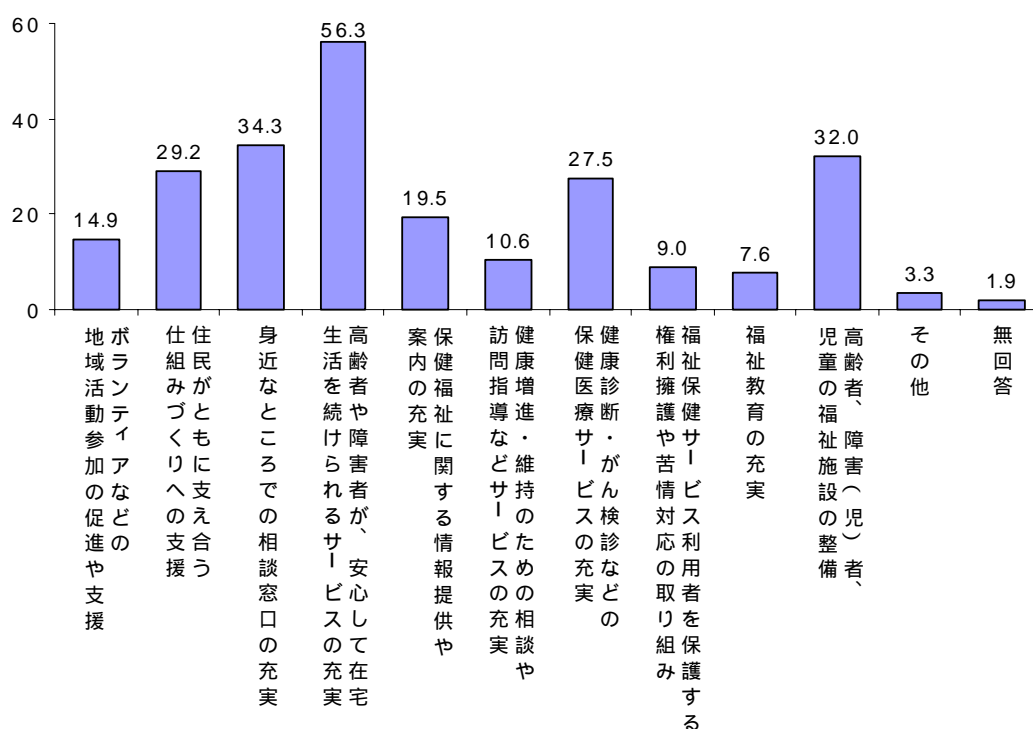
N=4,150
(%)



市が優先して取り組むべき施策

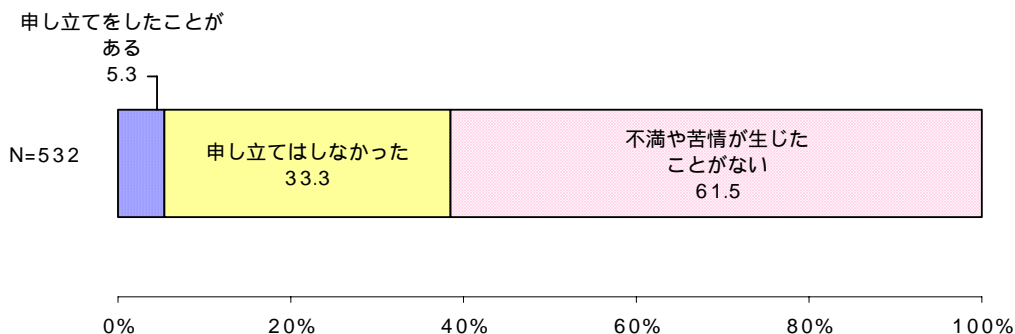
「高齢者や障害者が、安心して在宅生活を続けられるサービスの充実」(56.3%)が最も多く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」(34.3%)、「高齢者、障害(児)者、児童の福祉施設の整備」(32.0%)の2項目が3割を超えています。また、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」(29.2%)、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」(27.5%)の2項目も3割近くとなっています。

N=4,150
(3LA%)



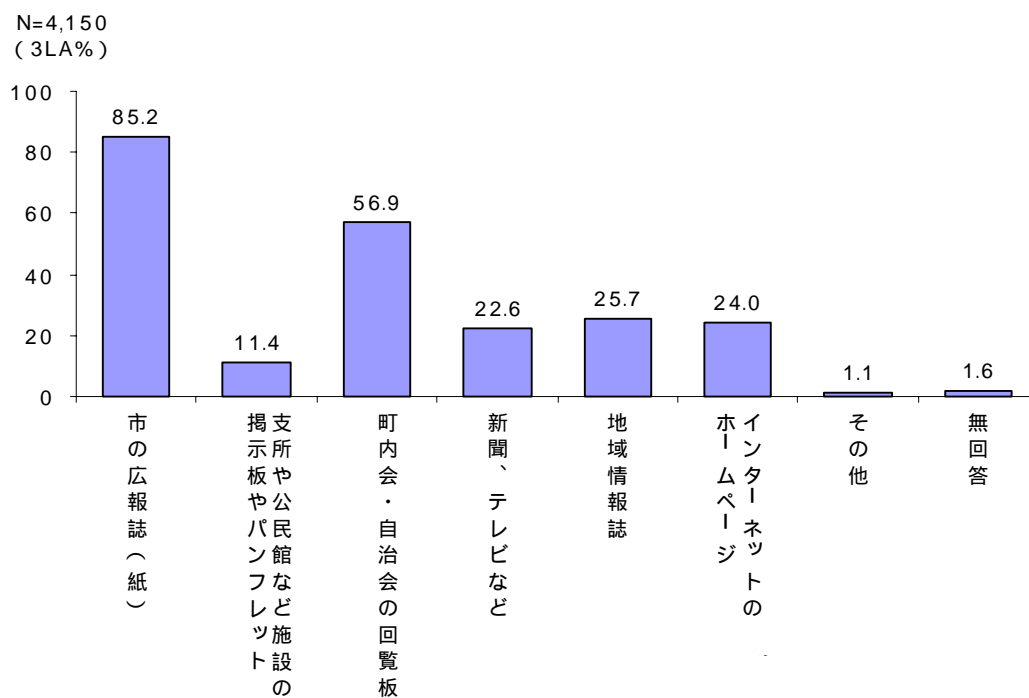
利用している保健福祉サービスに対する苦情申し立て

福祉保健サービスに関して不満や苦情の申し立てをしたことがある人は5.3%、申し立てをしなかった人は33.3%、不満や苦情が生じたことがない人は6割強となっています。



保健・福祉情報の入手方法に対する希望

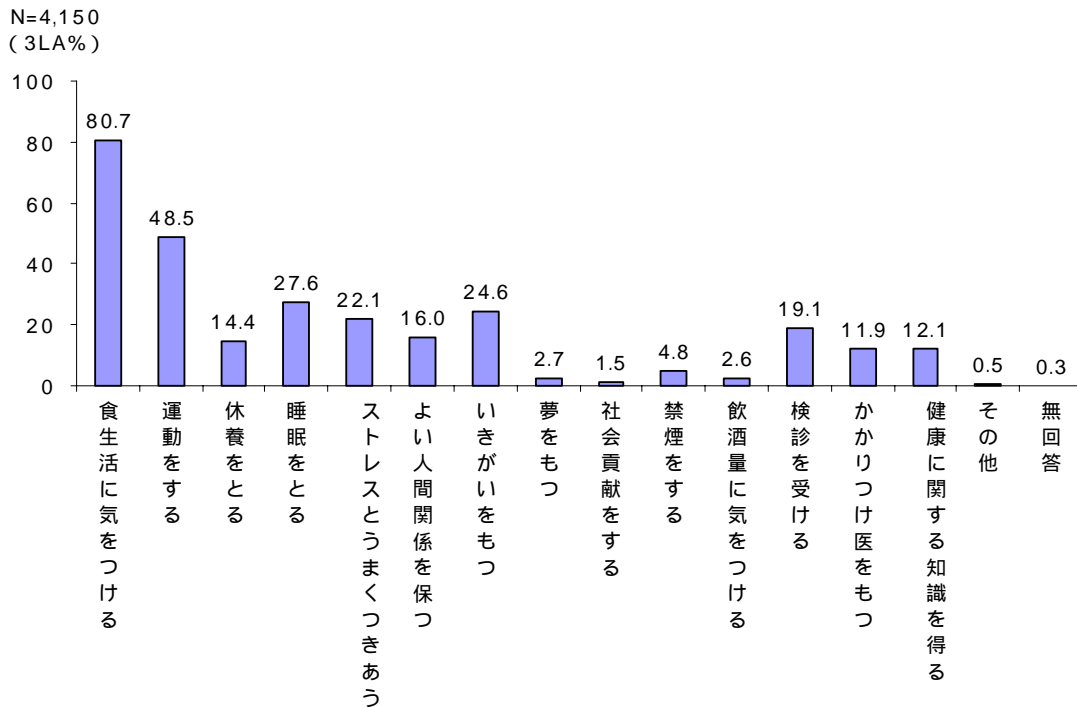
「市の広報誌（紙）」が 85.2%と最も多く、次いで「町内会・自治会の回覧板」（56.9%）となっています。また、「地域情報誌」（25.7%）、「インターネットのホームページ」（24.0%）、「新聞、テレビなど」（22.6%）もそれぞれ2割を超えています。



(6) 健康づくりについて

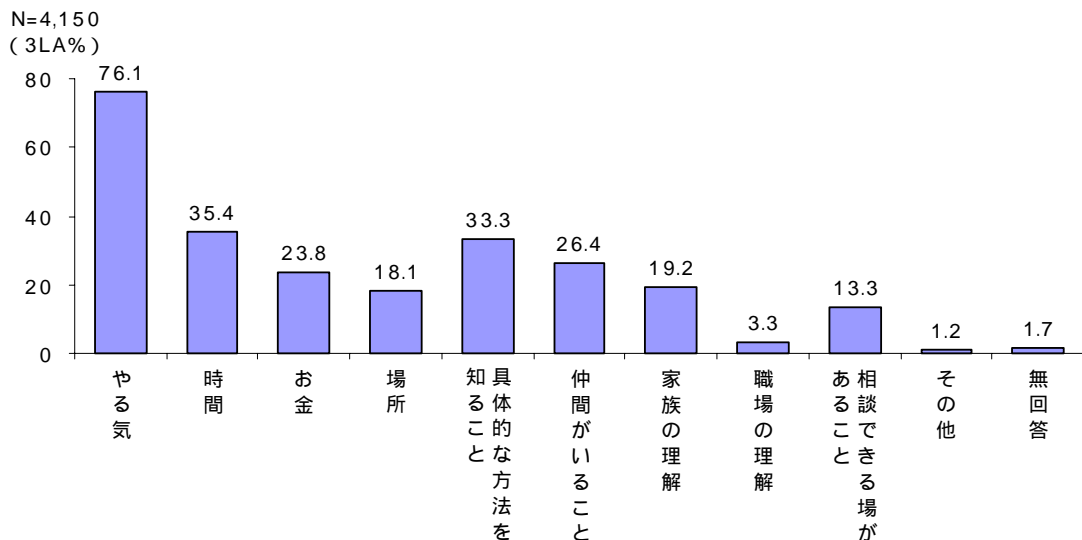
健康づくりにとって大切なこと

「食生活に気をつける」が80.7%と最も多く、次いで「運動をする」(48.5%)となっています。また、「睡眠をとる」(27.6%)、「いきがいをもち」(24.6%)、「ストレスとうまくつきあう」(22.1%)もそれぞれ2割を超えています。



健康づくりを実践するために必要なこと

「やる気」が76.1%と最も多く、次いで「時間」(35.4%)、「具体的な方法を知ること」(33.3%)となっています。

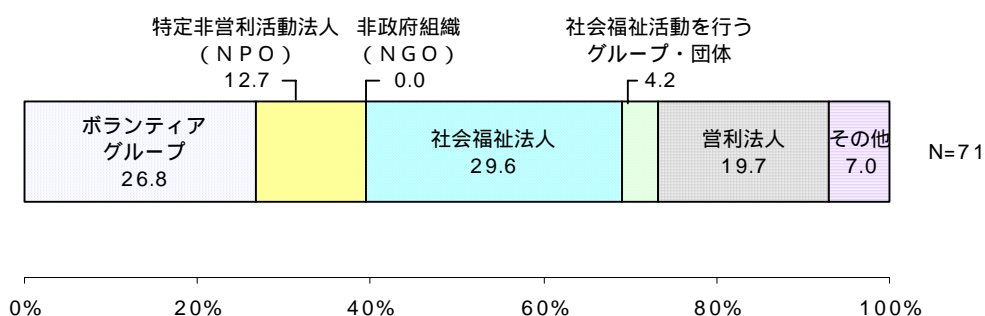


3. NPO・ボランティア団体・社会福祉事業者等に対するアンケート

(1) 調査対象の属性

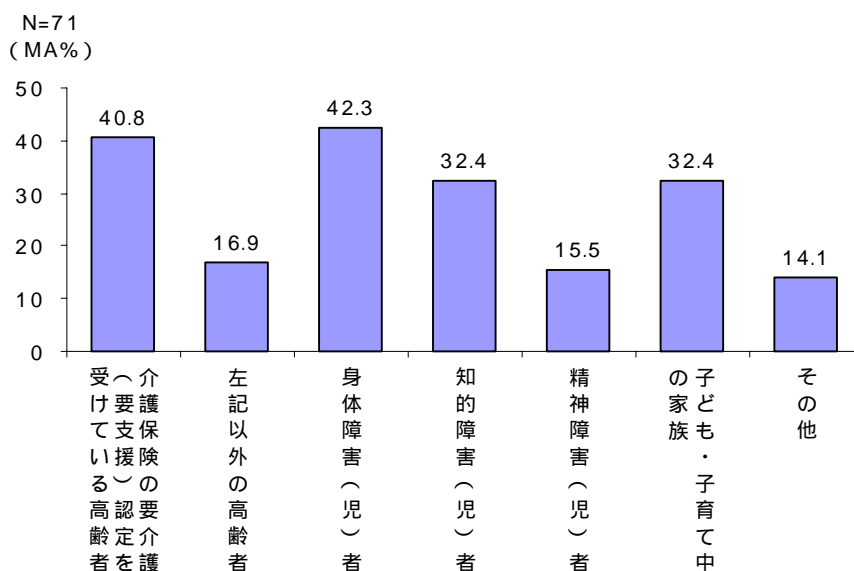
グループ・団体の区分

「社会福祉法人」(29.6%)が最も多く、次いで「ボランティアグループ」(26.8%)、「営利法人」(19.7%)となっています。



サービス提供や支援の主な対象者

「介護保険の要介護(要支援)認定を受けている高齢者」及び「身体障害(児)者」がそれぞれ4割を超えています。

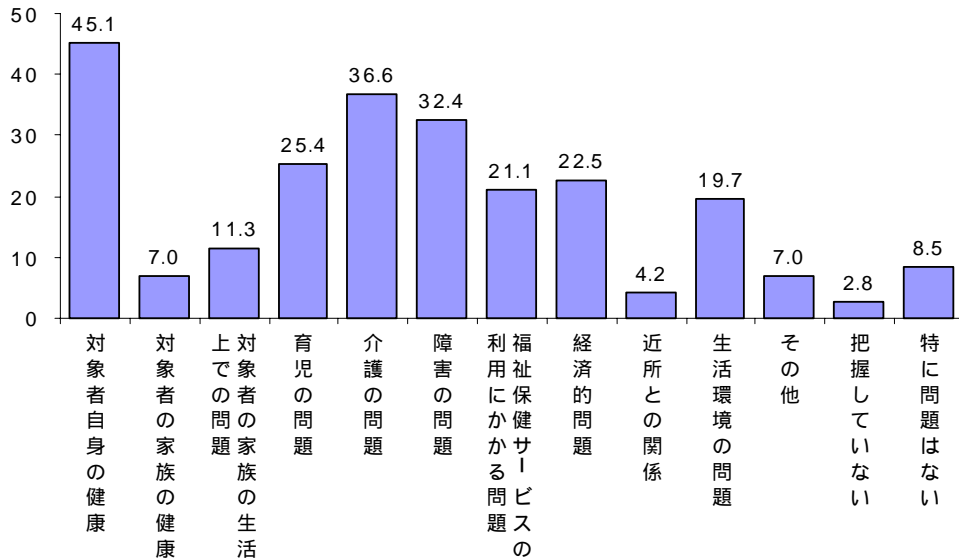


(2) サービス対象者の生活上の課題について

対象者が生活を送る上での課題

「対象者自身の健康」(45.1%)が最も多く、次いで「介護の問題」(36.6%)、「障害の問題」(32.4%)となっています。

N=52
(3LA%)

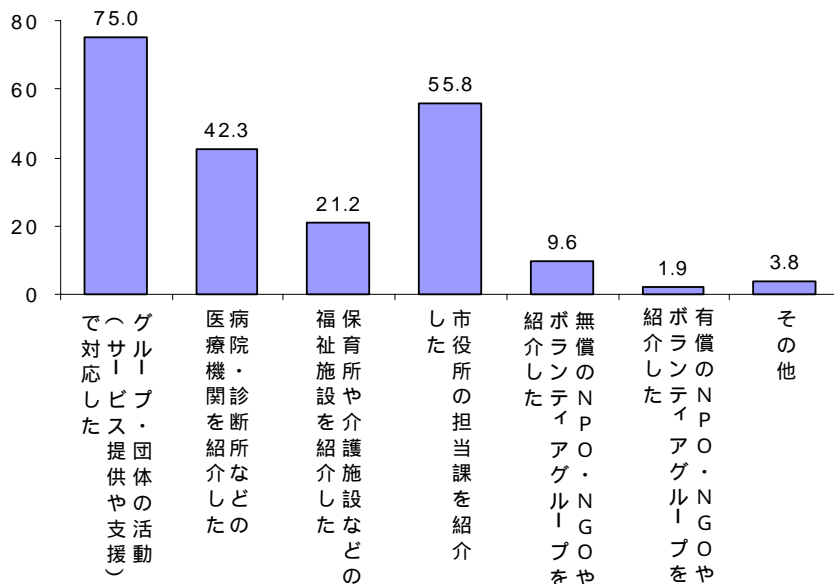


対象者からの相談に対する対応

7割以上のグループ・団体が、対象者から、生活上の相談を受けたことがあると回答しています。

利用者から受けた相談への対応については、「グループ・団体の活動(サービス提供や支援)で対応した」が75.0%と最も多く、次いで「市役所の担当課を紹介した」(55.8%)、「病院・診療所などの医療機関を紹介した」(42.3%)となっています。

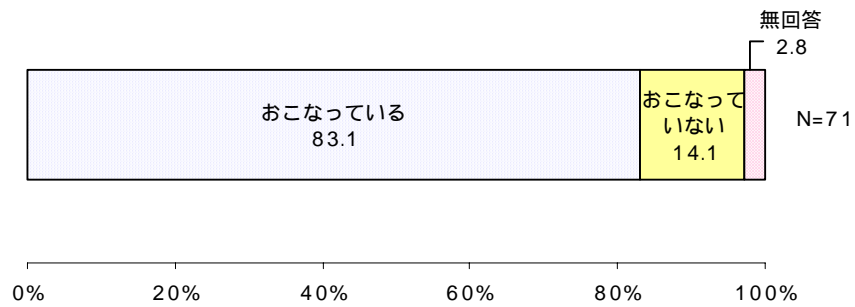
N=52
(3LA%)



(3) 地域の活動について

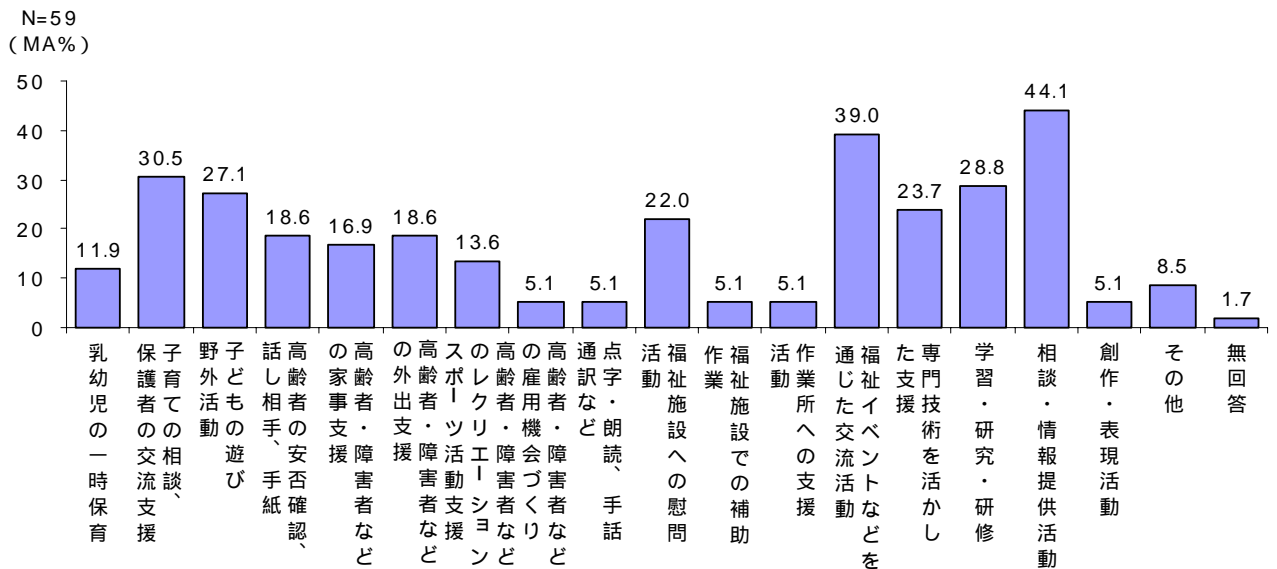
地域住民を対象とした活動の有無

地域住民を対象とした活動を行っているグループ・団体は8割強(83.1%)となっています。



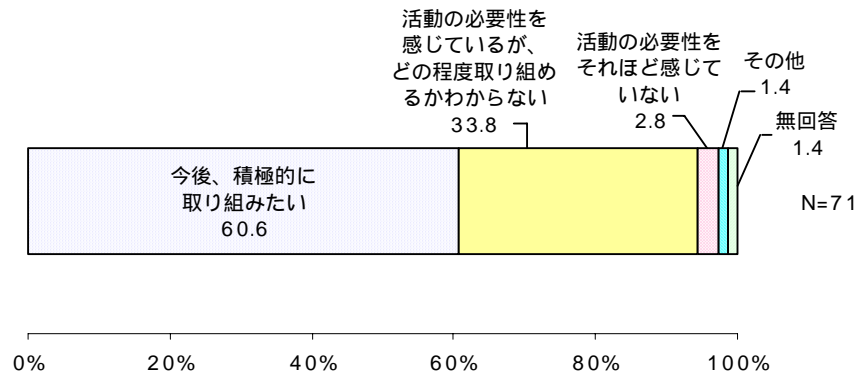
地域における活動内容

活動内容としては、「相談・情報提供活動」(44.1%)が最も多く、次いで「福祉イベントなどを通じた交流活動」(39.0%)となっています。



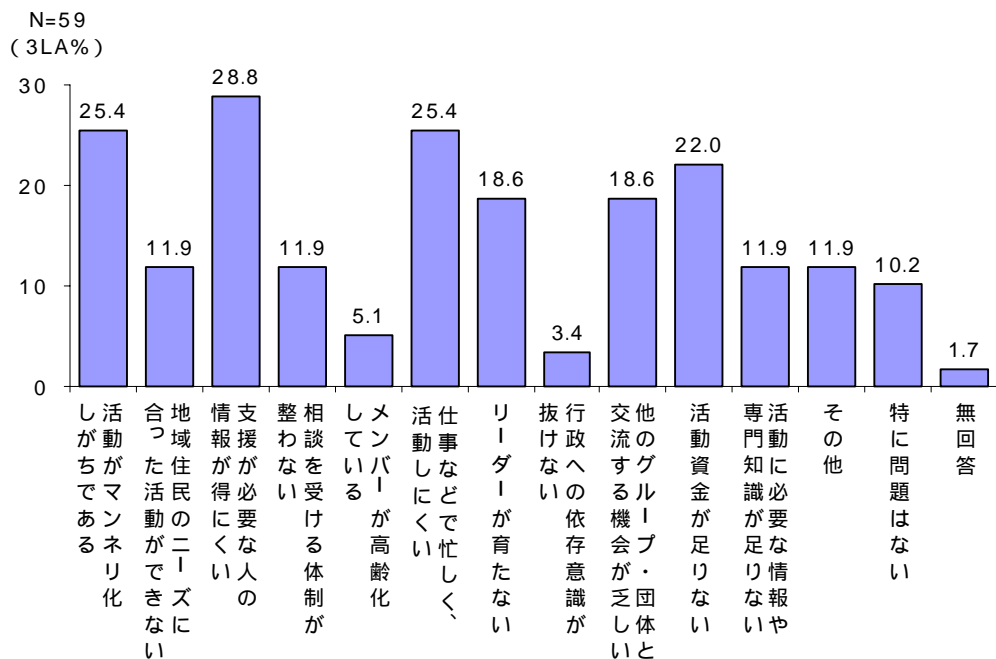
地域住民を対象とした活動についての意向

「今後、積極的に取り組みたい」(60.6%)が最も多く、次いで「活動の必要性を感じているが、どの程度取り組めるかわからない」(33.8%)となっています。



地域で活動をおこなう上での問題

活動上の問題としては、「支援が必要な人の情報が得にくい」(28.8%)が最も多く、次いで「活動がマンネリ化しがちである」「仕事などで忙しく、活動しにくい」がともに25.4%となっています。



4. 地域懇談会

(1) 開催日及び開催地区

No	日時	ブロック区分	会場
1	平成 15 年 11 月 23 日	北部	樟葉西小学校
2	平成 15 年 11 月 29 日	北部	阪 会 館
3	平成 15 年 11 月 21 日	中部	枚方市民会館
4	平成 15 年 11 月 28 日	中部	ラポール
5	平成 15 年 11 月 30 日	南部	みずき集会所
6	平成 15 年 11 月 22 日	南部	香里ヶ丘図書館
7	平成 15 年 11 月 21 日	東 部	津 田 支 所

(2) ブロック区分一覧

ブロック区分	小学校区
北部	樟葉・樟葉北・樟葉西・樟葉南・船橋
北部	牧野・西牧野・殿二・殿一・小倉・平野・招提
中部	磯島・高陵・枚方・枚二・伊加賀
中部	交北・山田東・山田・中宮・中宮北・明倫
南部	山之上・香里・開成・五常・蹠陀・蹠陀東・蹠陀西
南部	川越・春日・香陽・東香里・桜丘・桜丘北
東 部	津田・津田南・氷室・菅原・菅原東・藤坂・長尾・西長尾・田口山

(3) 主な懇談内容

北部	地域福祉の活動	・福祉の活動費用が不足している。
北部	交流や活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して遊べる場所がない。 ・子どもや老人のための公共の場がほしい。 ・既存の住民と転入者との交流の機会がない。 ・学生の街づくり参加が不足している。 ・世代をこえて交流する場がない。 ・学校を地域福祉の場とし、老人が行きやすいよう1階に設定してほしい。
	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や標識等のハード面の整備が不足している。 ・御殿山駅周辺の混雑のため、通学時間帯だけでも一方通行などの対応ができないか。 ・坂道が多く、高齢者の歩行が危険であり、歩道の拡張が必要。
	人材の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアが不足している。 ・ボランティアを増やすには、表彰制度などの工夫が必要。
	市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間子どもを預かってくれるところがほしい。 ・母子家庭の不安解消のための福祉施策や行政サービスの工夫が足りない。 ・意思能力に支障のある高齢者の方に対応できるよう、市や福祉委員からのきっかけづくりをしてほしい。
	住民のマナー	<ul style="list-style-type: none"> ・学生や外国人の多いところでは、ごみの分別等のPRが必要。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス時の生ごみ処理に困っている。
中部	交流や活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区に活動できる場がない。 ・高校生対象の幼稚園児との交流が不足(ボランティア体験)している。 ・マンション住民と既存住民との交流不足している。 ・枚方公園駅前の空き地を地域の拠点として活用できるようにしてほしい。

中部	バリアフリー等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院の坂道は歩道がなく、車椅子が利用できない。 ・車椅子対応バスが不足しているので、バス路線のすべてに配備してほしい。
	防犯の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の不足と保守及び明るさが不足している。 ・夜間の防犯パトロールが不足している。
	市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市からひとり暮らしの高齢者の情報提供がないため、民生委員では対応が困難であり支援できない。 ・建築中の南部市民センターは、利便性の高いものとしてほしい。
	住民のマナー	<ul style="list-style-type: none"> ・国道 170 号線下のトンネル内の落書きとごみが放置してあり、対策が必要。 ・点字ブロック上に不法駐車などがある。
中部	交流や活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点づくりのための廃園幼稚園の活用を図ってほしい。
	市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織が縦割りのため、補助などの手続きが煩雑。 ・高齢者の把握について、行政から情報提供してほしい。 ・補助事業が多く、使途が限定される。
	バリアフリー等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量の多いところに、押しボタン式信号機が不足している。
	地域福祉の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は、高齢者の支援で限界で、子育ての支援などに手が回らない。 ・民生委員が変わるとき、守秘義務があり、引継ぎができない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交北公園の遊戯施設等の管理と公園設置場所の検討が不足している。
南部	交流や活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会のないところでは、地域の交流が不足している。 ・廃園の幼稚園を福祉活動の場として活用できるようにほしい。
	市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業が多く、使途が限定される。 ・縦割り行政のため、地域の活動も行いにくい。

南部	市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の地域への協力が不足している。 ・バスカードの給付制限が厳しい。
	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者や身体障害者は、外出することが少なくいため、地域の情報等が不足している。
	災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者などの災害弱者の対応が不足している。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校がない。
南部	交流や活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、1日過ごせるトータル的な施設が不足している。 ・市民センターや公民館の部屋が不足している。 ・グループ活動や障害者同士の交流できる場が不足している。 ・地域の住民が利用したいときに気軽に利用できる集会所がほしい。
	市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の空き教室利用についての柔軟な対応をしてほしい。 ・民生委員が、ひとり暮らし高齢者を支援するために、市からの情報提供がなく、ケアができない。 ・市の財政が不足しているため、各種の活動が制限される。 ・高齢者に関する各種の福祉制度は、寝たきりに限定されている場合が多いが、寝たきりでなくとも支援が必要。 ・高齢者見守り制度システムの連絡網に経費がかかりすぎる。 ・費用や安心感の点で、介護保険の中で高齢者の安否確認をやってほしい。 ・高齢者の財産保全施策が不足。 ・バス料金の減額制度の拡大を図ってほしい。
	バリアフリー等	<ul style="list-style-type: none"> ・移送特区の料金が高い。
東部	交流や活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・体の不自由な老人との交流のため、身近な所の場の整備をしてほしい ・地域活動の展開には拠点が不足している。 ・春日のアイリス付近に公園がない。

東部	交流や活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所は地域と交流を担っているが、その公立保育所が不足している。
	市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の適用を受けないための予防対策が必要。 ・介護保険のサービス提供範囲がわかりにくい。 ・幼稚園の保育時間が短い。 ・バス料金の減額対象者の範囲が狭く、高齢者が外出しにくい。 ・福祉バスの経路が不足している。
	バリアフリー等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路事情が悪く、車椅子利用の障害者が住みにくく、避難に際しても道幅が狭い。 ・駅周辺を含め歩道が不足している。 ・津田駅前や307号線の整備。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルの集積場所が遠い。

5 . 地域福祉計画に関する市民からの意見

平成17年1月1日から1月21日まで、インターネット・FAXによるアンケート調査を実施し、地域福祉計画についてのご意見を伺いました。その寄せられた意見(要旨)について紹介します。

小学校と中学校に通う子どもの教育費のために、毎日働いている。そんな状況で、自治会やPTA、子ども会などの地域活動の役職が回ってくる。また、地域の祭りやコミュニティの活動という名目でいろいろな行事も増え、家事と仕事と地域の活動で楽しさを感じる余裕はない。例えば、自治会や小・中学校などの祭りを一緒に開催するとか、学校の運動会と区民体育祭を一緒に開催するとか工夫が必要。また、子育ての施策として、私立保育園の活用など民間の事業所ともっと密着するのがよい。とにかくボランティアに頼るのはいかなものかと思う。

30代 女性 家事専業

4児の母として子育てに奮闘している。この計画が実際の生活の中でどのように実践されていくものなのか、地域住民という当事者として見守ってきたい。

40代 女性 家事専業

行政の取り組みだけでなく、住民の積極的参加に重点を置く姿勢は同感だが、ボランティアなどの活動に「参加したい」という潜在意識と、「実際に参加する」ということの間には大きな壁があると思う。また、積極的に参加したいと思っている住民がいたとしても、この市の取り組みを知らなければ、計画の理念は有効に達成されない。さしあたっては、この計画の存在を市民に知ってもらうことが重要で、それと同時に、市民が簡単に討議できる場所(インターネットの掲示板のようなもの)を提供して活発な討議を促すなど。市民が容易かつ自発的に参加できる環境整備が重要であると思う。

20代 男性 学生

「誰もが困ったときに、身近なところで支援を受けられる地域社会」のコンセプトは賛同する。今後、その達成に向けた計画の進捗状況を、関心をもって見守らせていただく。

30代 女性 家事専業

私の住む団地では、地域との関係が疎遠で、隣近所の挨拶もない。こんな状況で、住民と地域が協働するネットワークづくりは非常に難しい。

40代 男性 会社員

今元気なうちに地域の活動に加わり、私でもできることをしていきたいと思う。

60代 女性 無職

地域に「つながり」はないし、人づきあいも好きではないので、地域活動をしようとは思わない。

30代 男性 アルバイト

自治会活動を通じて、地域とのコミュニケーションとつながりを広げていきたい。

40代 女性 家事専業

近所づきあいも住んでいる棟の人とは顔を合わすと会釈するくらいで、交流する機会もない。地域ボランティア活動もしたことがないが、突然の災害などのことを考えると、地域の人達とのコミュニケーションが重要であると考えている。私の家族にも難聴の祖母がおり、阪神・淡路大震災並みの地震があった場合自分がいても祖母を助けられるか不安である。そんな時に、近所や自治会の力が重要であり、隣近所が気軽に話し合える環境や地域との交流が必要である。

20代 女性

今まで「福祉」を意識したことはあまりなく、お年寄りや小さな子どもと接する機会もなかった。マンションに住んでいるが顔を合わせば一応挨拶や会釈はするが、それ以上の付き合いはしていない。困っている時、地域の人たちが助け合えるような関係は素晴らしいと思うが、現状では程遠く感じる。計画によってひとりでも多くの市民が「福祉」を意識し、枚方が住みよいまちになることを期待したい。

20代 女性 アルバイト

一人ひとりが地域活動やボランティアに関心を持ち、参加をしていくという事が重要だと思うが、特に何も行動を起した事がないというのが現状。関心を持って行動するほとんどの人が、身近にお年寄りや子供の存在があるのではないか。自分の親、子供だけではなく、万人に対して思いやって支え合う事が大切である。地域活動やボランティアに参加できなくても、身近に困っている人がいたら手を差し伸べられるような、小さな親切も大事にしていくべき。

20代 女性 アルバイト

福祉の枚方と言われ、行政として常に福祉施策に前向きな姿勢で取り組まれてきたことは、今後の地域福祉施策実施にも生かされると思う。計画に有るように、地域住民、事業者すべての人が積極的に参画し、地域福祉を推進する原動力になることを期待している。

50代 男性 会社員・公務員

自営業をしており、近所のお付き合いも多く、自治会の行事にも参加している。地域であった出来事など、見たり聞いたりする事が頻繁にある。福祉と聞けばお年寄りや障害者の方がすぐに思い浮かぶが、家族にそういう方を抱えておられる人たちは将来に対する不安を口にされている。私は仕事柄一日家にいるので近所のそういう方たちに、何か困った事があればすぐに声をかけるように言っている。最初はまず個人の付き合いから始まり、自治会の行事の参加などで気軽に声をかけ合い、そこから助け合いの心が自然と出てくるものではないだろうか。ひとりひとりの行動が地域から、枚方市全体に向かって広がり、心の通う地域社会が出来ていけばよい。

50代 男性 自営業

市役所、支所などに連絡すれば、個人で地域福祉に参加できるシステムがあれば参加しやすい。

50代 女性 無職

ボランティアグループに所属して活動するだけがボランティアではない。例えば忙しくても日常生活上、一市民として手助けできることも意外とたくさんある。行政や事業団体などに頼りすぎず、市民一人一人の意識を高めていけば「みんなが安心して暮らせるような地域づくり」ができるのではないかな。ボランティアとは決して特別なことではない。

30代 女性 アルバイト

まだよくわからないところもあるが、これからの枚方市の福祉の大きな幹となっていくのかと思う。

20代 男性 学生

現実の問題とこの計画とが乖離して、絵に描いた餅にならないか。

70代 男性 無職

なかなか今まで考える事がなかったが、枚方市がこういう取り組みをしていることを初めて知った。今後は自分も何が出来るか考えていきたい。

20代 女性 会社員・公務員

6 . 枚方市保健福祉審議会からの報告

平成 16 年 12 月 24 日

枚方市長 中 司 宏 様

枚方市保健福祉審議会
委員長 小國 英夫

「枚方市地域福祉計画」について（報告）

「枚方市地域福祉計画」について、これまでの本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して報告します。

記

枚方市地域福祉計画（案） 別紙のとおり

枚方市地域福祉計画（案）に関する付帯意見

- （ 1 ） 地域福祉の推進にあたっては、計画理念の達成を目指し、全ての事業の着実かつ積極的な実施に努めること。
- （ 2 ） 事業の推進にあたっては、これまで以上に総合的かつ全庁的な取り組みを進めるとともに、市民、関係団体、事業者等と行政との開かれた連携についても十分に配慮すること。
- （ 3 ） 計画の進行にあたっては、行政固有の責任と役割を十分に認識し、本計画の趣旨に沿ったものとなるよう努めること。
- （ 4 ） 計画の趣旨に基づき、地域福祉に関する行政を総合的に推進するため、特に、ひらかた高齢者保健福祉計画 21、枚方市障害者計画、新子ども育成計画の進行状況に留意し、相互に連携を図り、解決すべき地域福祉課題について適切な対応に努めること。
- （ 5 ） 計画の進行管理にあたっては、高齢者、障害者、児童、要介護者を介護している家庭や子育て中の家庭及び低所得世帯等、当事者の意見が反映されるよう配慮すること。
- （ 6 ） 地域福祉を取り巻く新たな状況・課題に適切に対処できるよう、計画期間中もその進行を十分管理するとともに、事業の成果に関する評価を行い、それに基づく計画の見直し等に柔軟に対応すること。

以 上

7 . 枚方市保健福祉審議会及び地域福祉計画策定部会

(1) 枚方市保健福祉審議会条例

平成 4 年 12 月 21 日
条例第 30 号

(設置)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための施策に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 23 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健・医療・福祉団体を代表する者
- (3) 関係市民団体を代表する者
- (4) 公益団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(平 11 条例 11 ・ 一部改正)

(臨時委員)

第 4 条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(関係者に対する協力要請)

第 5 条 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 枚方市保健対策審議会条例(昭和 61 年枚方市条例第 20 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 3 月 19 日条例第 11 号抄)

- 1 この条例は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

(2) 枚方市保健福祉審議会条例施行規則

平成 4 年 12 月 21 日
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市保健福祉審議会条例（平成 4 年枚方市条例第 30 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 枚方市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員又は臨時委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(枚方市保健対策審議会条例施行規則の廃止)
- 2 枚方市保健対策審議会条例施行規則(昭和 61 年枚方市規則第 49 号)は、廃止する。
(枚方市事務分掌規則の一部改正)
- 3 枚方市事務分掌規則(平成 2 年枚方市規則第 17 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

(3) 保健福祉審議会及び地域福祉計画策定部会名簿

区分	名 前	職	保健福祉審議会での職	地域福祉計画策定部会での職
委員	姉 川 詔 子	枚方保健所 所長	副委員長	部 会 長
	安 藤 和 彦	京都文教短期大学教授		
	岩 城 勝	北大阪商工会議所 専務理事		
	岡 崎 成 子	福祉団体連絡会 副会長	委 員 長	副部会長
	緒 方 毅	社会福祉協議会 会長		
	小 國 英 夫	京都光華女子大学教授		
	椀 山 佐由里	連合大阪河北地区協議会 枚方市教職員組合副執行委員長		
	亀 甲 清 隆	連合大阪河北地区協議会 日本精線労働組合執行委員長		
	玄 番 央 恵	関西医科大学教授	副委員長	
	斎 藤 ともよ	弁護士		
	酒 井 宗 七	老人クラブ連合会 副会長		
	杉 本 章	障害者施策推進協議会 会長		
	妹 尾 次 郎	医師会 副会長	副部会長	
	玉 置 好 徳	梅花女子大学講師		
	土 井 圭 子	北河内ボランティアセンター 事務局長		
	中 瀬 祥 諸	薬剤師会 会長		
	西 村 和 彦	枚方労働組合総連合 副議長		
藤 本 良 知	医師会 理事			
光 井 了	歯科医師会 副会長			
宮 原 保 子	民生委員児童委員協議会 副会長			
臨時委員	井 口 清 剛	枚方市私立保育連絡協議会 前会長		部会委員
	池 田 俊 治	市 民 公 募		部会委員
	岩 浅 えり子	大阪高齢者生活協同組合 専務理事		部会委員
	上 野 美代子	メセナひらかた 男女共生フロア 生き方相談カウンセラー		部会委員
	河 野 和 永	NPO陽だまりの会 理事長		部会委員
	辻 一	(社)大阪脊髄損傷者協会 会長		部会委員
	津 田 茂 樹	ワークショップ虹 施設長		部会委員
	濱 崎 麗 子	枚方市校区福祉委員会協議会 会長		部会委員
	福 原 正 広	市 民 公 募		部会委員
	前 原 哲 雄	枚方市人権を考える市民の会 前会長		部会委員
	宮 崎 信 子	健康リーダー		部会委員
	宮 本 利 明	ひらかたNPOセンター運営協議会 理事長		部会委員

地域福祉計画策定部会は、「枚方市保健福祉審議会条例第4条」、「枚方市保健福祉審議会条例施行規則第5条」の規定に基づき、臨時委員を置き、地域福祉計画を専門的に議論する部会のことです。

(4) 会議開催日及び審議内容

会議名	開催日	案件
平成15年度第1回 枚方市保健福祉審議会	平成15年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画について 地域福祉計画策定の経過及び方法について アンケート調査について ホームページの作成及び今後のスケジュールについて
平成15年度第2回 枚方市保健福祉審議会	平成15年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定部会の設置について
第1回 地域福祉計画策定部会	平成15年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・正副会長の選任
第2回 地域福祉計画策定部会	平成16年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の骨子について
第3回 地域福祉計画策定部会	平成16年5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の項目について 地域福祉計画策定にあたって 計画の基本理念と基本目標 ・その他
第4回 地域福祉計画策定部会	平成16年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の策定にあたって ・現状と課題
第5回 地域福祉計画策定部会	平成16年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の要旨について ・その他
第6回 地域福祉計画策定部会	平成16年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案について ・その他
第7回 地域福祉計画策定部会	平成16年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案について ・その他
平成16年度第1回 枚方市保健福祉審議会	平成16年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画について (部会からの報告)

8 . 枚方市地域福祉計画策定検討会

枚方市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱

〔平成15年3月31日制定
枚方市要綱第25号〕

(設置)

第1条 本市における地域福祉計画(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107号に規定する市町村地域福祉計画をいう。以下同じ。)の策定に関し、総合的な検討を行うため、枚方市地域福祉計画策定検討委員会(以下「会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定の手順に関すること。
- (2) 本市の現行の地域福祉に係る施策及び計画に関すること。
- (3) 計画策定への住民等の参画に関すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会は、会長、副会長及び会員で構成する。

2 会長、副会長及び会員には、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

会 長	福祉保健総務課長
副 会 長	高齢社会室課長
会 員	市民活動課長、人権政策室長、企画課長、保健センター事務長、保護課長、障害福祉室課長、子ども課長、保育課長

3 市長は、特に必要と認めるときは、前項の表に掲げる会員のほか、臨時に会員を任命し、又は依頼することがある。

4 会長は、会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を行う。

(作業部会)

第4条 会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会の担当事務、構成及び運営方法は、検討委員会の承認を得て、会長が定める。

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健総務課 が担当する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

平成16年4月1日の市役所内の機構変更に伴い、福祉保健部は福祉部に変更され、各課名は下記のように変更になっています。

旧 課 名	現 行 課 名
福祉保健総務課	福 祉 総 務 課
子 ども 課	子育て支援室
保 育 課	子育て支援室

枚方市地域福祉計画

発行 枚方市

編集 枚方市福祉部福祉総務課

枚方市大垣内町 2 - 1 - 2 0

電話 0 7 2 - 8 4 1 - 1 2 2 1 (代)

Fax 0 7 2 - 8 4 4 - 1 6 6 0

E-Mail fukushisomu@city.hirakata.osaka.jp

平成 17 年 3 月

